

平成24年9月14日（金曜日）

(会議第3日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	下 村 勝 幸	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 昭	6番	宮 地 葉 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	小 永 正 裕
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総務課長	松 田 博 和	情報防災課長	松 本 敏 郎
税務課長	米 津 芳 喜	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農業振興課長	松 田 二
まちづくり課長	武 政 登	産業推進室長	森 下 昌 三
地域住民課長	大 塚 一 福	海洋森林課長	浜 田 仁 司
建設課長	森 田 貞 男	会計管理者	濱 田 啓
教育長	坂 本 勝	教 育 次 長	金 子 富 太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議 事 日 程 第 3 号

平成 24 年 9 月 14 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 14 号から請願 16 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議事の経過

平成 24 年 9 月 14 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

皆さんおはようございます。

これより、日程に従いまして会議を進めていきますので、どうかよろしくお願ひします。

日程第 1、陳情第 14 号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書採択について。

陳情第 15 号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情、および請願第 16 号、子どもたちを内部被ばくから守るための食品の放射能測定装置導入に関する請願書までを一括議題とします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、陳情第 14 号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書採択についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長、矢野君。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

おはようございます。

それでは産業建設常任委員長報告を出します。

請願審査結果報告書、本委員会に付託の請願（陳情）を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 93 条第 1 項の規程により、報告します。

記、受理番号陳情第 14 号、付託年月日平成 24 年 9 月 7 日、件名、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書採択について。

審査の結果、採択。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 15 号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情、および請願第 16 号、子どもたちを内部被ばくから守るための食品の放射能測定装置導入に関する請願書の委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長、宮地葉子さん

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは、陳情第 15 号、請願第 16 号について委員会報告を行います。

委員会は 9 月 7 日に行われました。

最初に、陳情第 15 号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情についてですが、結果は不採択です。

この中で出ました意見を少し簡単ですが、報告致します。

伊方原発再稼動を認めないことを求める意見書採択を求める陳情ですが、この陳情への反対意見としましては、経済的なものを含めて再稼動はやむを得ないんではないか。また、再生エネルギーも今言われているけども、産業的には活力をおとしめるんではないか。また、伊方へこの間、議会で行きましたけども、そのときに今の地震に対しても安全対策が取られてると思ったと。それから LNG といいますか、火力発電燃料について、伊方原発の方が説明してましたけど、これをずっと購入してるので電気代に跳ね上がると。そういうようなことで、全体的に原発そのものは、いずれはなくしていかなきゃなんないんだけども、今、当面は再稼動はやむをえないんじゃないかなという意見が出ました。

反対意見としては、南海トラフの地震がありますので、それを考えると本当に危険なもので、経済的なものよりもやはり命が大事ではないかということと、原発再稼動すると使用済み核燃料もそのまま残りますので、これ自体も処分のしようがないということがありましたけども、結果としては不採択となりました。

それから、請願の 16 号です。子どもたちを内部被ばくから守るための食品の放射能測定装置導入に関する請願書です。これは、結果は採択になりました。

これは福島原発からですね、放射能についての、特に子どもたちへの影響が問題になる、心配になるということで、特に食品の測定器を導入してほしいという請願ですが。1 つの意見としてはですね、こちらは西日本ですので、放射能についてあまり過敏過ぎるんではないかという意見も出ましたけども、やはり子どもたちの未来を担っていく安全性ということでは、この測定器というのは大事なものではいかと。そして黒潮町のですね、食品をこの測定器で測ってですね、今は少ないとは思いますけれども、やはり測ってみて測定に出なかつたら、本当に安全だというお墨付きが付くと。そういう点ではぜひ必要ではないかという意見がでました。それでですね、どれぐらいのものを請願者の方は望んでるんだろうかという話も出して、大体 500 万円ぐらいのもので、年間別途費用としてですね、保守メンテナンスで 30 万円ぐらい要るというようなことが、紹介議員からも説明がありました。それで、財源については、電源立地交付金というのが、毎年 450 万円入るのでそれは問題ないと思うし、そこに使えると思うし、ぜひですね、子どもたちのこれからの中を守るためにも、議会が必要として認めるべきではないかと。

それから、1 つ問題になったのがですね、この請願書には保育、学校給食の安全管理のためという文章が入ってるけども、学校給食だけではなくて、黒潮町の食品、それからまた腐葉土にも放射能が入っておりますので、そういう広い範囲のですね、そういうものを測定することにも広げていったらどうかということで。

それから、四万十市、四万十町も測定器を入れてますので、そういう所へですね、いろんな品目をやっていけば、幡多地域そのものでもう安全なブランドとして売り出せるんじゃないかな。逆にここの黒潮町のもの、またひいては幡多地域のものがですね、安全だということを売り出していく、そういうことにつなげていったら、本当にひとつの売りになっていくということではないか、ということで採択となりました。

これで、私の報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長に対する質疑を行います。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

15 号の方ですが、審議のさなかに、今ものすごい活断層の方が今言われてます。

それで、よう週刊誌の方にも、全国の原発の立地されてる場所の活断層がどのように入っているかということが、もう最近かなりの数で載っております。その中で、今週か先月号の週刊誌の中に全国で10番目に危ないという、十傑の中の一番ラストでしたけど、伊方原発も前に入ってる活断層の危険性ってことを言われておりましたが。

そのように、南海地震だけでなくって、その活断層の危険性についての議論はあられたか、なかったかをお伺いします。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

活断層についても少し意見は出ましたけども、大きく意見は出ませんでした。

というのがですね、こないだ岡村教授が見えたときにも、少しその話が出てましたので。活断層まで行けば大変危険なものであるという意見は出ましたけど、それで大きくそれが議論になって活発化するということはありませんでした。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

私も陳情第15号について、不採択。先ほど委員長のご報告にもあったように、経済が大事か命が大事かいうところで大体、再稼動したらえい、再稼動したらいかんが分かれておるよう思うがです。

自分らは、終戦後の、生きるための命が大事いうことも経験さしてもろうでしょう。それから豊かな生活、それもありがたいことに体験というか経験さしてもろうてきちります。が、自分は今、確かに経済も大事です。しかし、その経済が大事ないうのは、命を大事にということが先になっておると思うがです。

そういう中で、自分この間、伊方へ行ったとき、話さしてもろうて。ほんで委員長にお聞きしたいのは、確かにあの活断層、地震、津波の問題もあります。四電の方に質問さしてもろうたのは、テロ対策はどうぜよという質問をさしてもらうたわけです。そしたら、残念なことにテロ対策ゼロですいうお話をしました。

この中で、テロに対する問題は出てきませんでしたか。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

はい、テロに対する意見は一個もありませんでした。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10番（明神照男君）

自分、そのとき話さてもろうたがです。

大体、原発は海岸端にあると。これ、他国人言うたら言葉がどうかと思うがですけれど、仮に漁船なんかで、その思いで寄ってきたときに、その原発のとこへ来たときにどうなるろうかねということを聞いたわけですけれど。分かりました。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

濱村君。

14番(濱村 博君)

この16ですが、今、委員長が言わされたように、その給食センター、子どものみならずというような意見が出てきたということですが。これ特に今、地域地域でふれあいサロンとかそういうことをして、そこでボランティアの方に食事等を作ってもらってますが。

そういうとここまでを対象というようなお話は出ませんでしたか。

議長(山本久夫君)

委員長。

教育厚生常任委員長(宮地葉子さん)

そういう具体的なことはですね、どこまで測るとかいうことまでは、もちろん私たちのまだ範囲じゃなくてですね、結論はそこまでの話にはなっていんですけども。

測定器を導入してほしいということで、ただ内容的にはそこまでも、最終的にはいく段階だと思うんです。ていうのは、黒潮町で取れた牛乳をやる、また卵やるとか、いろいろ野菜をやるとか、お米をするとか、そういうふうなものを測ってきたいと。そういうふうになったら、ふれあいサロン、ミニディですよね。ミニディで使われるものも最終的に、これは大丈夫、放射能が出てないと。いずれずうっと品目を増やしていくますので、測定になると思います。そういうふうに話を、ミニディとしては出ませんでしたけど、食品全体として出てきました。

議長(山本久夫君)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第14号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書採択についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第14号の討論を終わります。

次に、陳情第15号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情の討論を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

よって、賛成討論から行います。

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

明神さん。

10 番 (明神照男君)

私は、先ほどもちょっと聞いていただいたように、この原発稼働かどうかというのは、ほんまに大事な問題やと思うがです。そういうことで自分は、不採択には反対致します。(後段で、討論の取り消しあり)

議長 (山本久夫君)

ちょっと違います。

明神さん、明神さん。

原案に対しての賛成、反対ですので不採択に、委員長報告に対する反対、賛成ではございませんので、勘違いしないようによろしくお願ひします。

次、賛成討論ありませんか。

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

委員会では不採択ということでございますが、私はこの伊方原発の意見書はですね、愛媛県知事に対する。

議長 (山本久夫君)

採択です。

8 番 (山崎正男君)

すみません。

議長 (山本久夫君)

伊方は採択です。

8 番 (山崎正男君)

採択。

議長 (山本久夫君)

今 15 号で。

8 番 (山崎正男君)

伊方原発、委員会は不採択言うたろ。

議長 (山本久夫君)

すみません、山崎君。

8 番 (山崎正男君)

ほんで先ほど言いましたように、委員会では不採択ということでございますが。本陳情書は愛媛県知事に対するですね、原発に対する考え方、いろいろございますけれど、民意をですね愛媛県知事に届けるということで、私は賛成致します。

議長 (山本久夫君)

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

森君。

11 番 (森 治史君)

原案に対しては私、やはり今、山崎議員が言ったように、ここで止めておくべきか、それいろいろ経済的なこともあるうし、その代替の電力に対するものの不安もあるうかと思いますけど。現実にこの夏、皆さんが努力した結果かもしれませんけど、伊方、四国電力にかんして全国的ですけど、ほぼ四国の電力需要に対しては

かなりの数字で、10 パーセント以上があいております。これは全体的な工業が稼動していないという面も含まれているかもしれませんけど。

やはり山崎議員と同様に、1 つ問題が起これば、幡多郡は完全に放射能の汚染域に入るという考え方を持つております、私は。そういう面からも、やはり知事に対しての再稼動に対する陳情書は採択して出すべきだという考えを持っております。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

明神さん。

10 番（明神照男君）

はい、どうも先ほどはすみませんでした。

私も、原案には賛成です。

というのは、自分、先ほどちょっと伊方行ったときの話を聞いてもうたことですが。四電の方にはっきり聞いてもらいました。もし自分が四電の責任ある立場にあれば、自分は止めるぜよいうて。止めたら、四電さんも残れます。四国も残ります。もし、何かのトラブル、事故が起きたときには、東京電力さんのようなわけにはいかんと思ういうて、国も。恐らく四電さんも残れんし、どちらも、四国の島そのものも、自分は駄目になると思う。

そういうことで、確かにこのエネルギーの問題は、大きな問題です。しかし、今、自分らが考えないかんことは、先ほどもちょっと聞いていただいたように、戦後から成長期の中で、そのときそのとき不満を持って生きてきたあれは、この電力に対してはありませんでした。ああ、電気がついたねえ。それから何々も使えるようになつたねと。ただ、現在を基準にすると、今の電力が不足するということになると、これは不自由ということもあるとは思うがですが、先ほどの命をという基準で考えたときに、自分は、みんなあが、ほんで自分、今まで一般質問にも出さしてもうちよるよう、もう四国電力さんの原子力発電の電力が要らんまちづくり、生き方をせないかんという考え方をしておるもんで、自分は原案には賛成さしてもらいます。

議長（山本久夫君）

明神さん、先ほどの委員長報告に対する討論は取り消して構いませんね。

それでは取り消しますので、よろしく。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

下村君。

2 番（下村勝幸君）

基本的には、自分たちの委員会の中でも出たんですけど、もちろんこの原発の再稼動についてはですね、慎重な意見もありますし、先ほど来、ちょっと命か経済かとかいう、ちょっと極端なですね、意見も出てたんですが。もちろん自分たちも含めてですね、それはもう町民の命、またこの、ここに住まわれてるですね皆さん の命を守るということが大前提、それは、一番安全で安心なものを求めるっていうことについてはですね、全

く変わりはありません。

今回ですね、自分たちの中でも意見出たのは、この頭からですね、その伊方原発再稼動絶対反対というですね、そこに焦点を持っていくんじやなくてですね、やはり国全体が、今からのこのエネルギー政策をどういう方向に持っていくのか、本当に自分たちがですね、安全で安心なそのまちづくりをするために、国がどういうふうなですね、旗を振ってもらえるのかというところも含めてですね、もっと黒潮町全体としての意見をまとめていきたいということですね、自分たちの委員会の中でですね、賛成多数というか賛成の、この意見書採択を求める陳情については、もちろん反対という形になりましたけど、それが主な意見であったように思います。

ですから、もちろんこれを今ケーブルテレビなんかで見られてる町民の方ですね、大変ご心配している方おられるかもしれないんですが、もちろん頭からですね、これを全面的に、もう何て言うんですかね、原発を推進していくこうというような考えはもちろんなくて、最終的には皆さんですね安心できる方向へ持っていくということを大前提に、また今後もですね、黒潮町議会の中で話をしていくということが、前提にあったということを含めてですね、今の時点でのこの陳情の採択についてはですね、不採択とするという意見になったように私は思いましたので、これについてはですね反対の立場で討論致しました。

以上です。

議長（山本久夫君）

賛成討論はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私は、この陳情書、再稼動認めないという陳情に賛成します。

委員長という立場ですので、なかなか委員会では自分の意見 100 パーセントというわけにはいかなかったんですけども。

この今ですね、南海トラフの大地震というのは絶対来ると、必ず来るというふうに言われています。この南海トラフの地震が来ればですね、もちろん活断層がすぐ近くにある伊方原発っていうのは、ほんとに危ない所にあって、岡村教授も言ってましたけど、1,000 ガルの予防がないといけないんだけど、伊方原発行ったときも 570 ガルでしたか、その数値で対応していると、そういうことだったんです。ですから、地震が来たら、私たちはこの測定器導入とかそんなもの吹っ飛んでしまってですね、ほんとに瀬戸内海自体も全部駄目になるし、四国全体、ひいては西日本、大きく言ったらこの地球が、ほんとに原発事故が起きた場合にはですね、駄目になっていく。その意味では再稼動っていうのは、ほんと今ここで止めなきやいけない。原発をゼロにする方向だったら、まず再稼動。止まってるんだから、再稼動止めなきやいけないと私は思います。

それと使用済み核燃料の持って行き場がなくて、これは地球規模ですね、ほんとに処理ができない問題ですね。これがなくなるには 10 万年かかると言われていますので、これがどんどんどんどん積もり積もっていく。こういう危険物、人類と放射能は相容れないものだと思うんです。この地震列島の日本にですね、54 基も原発を造ったこと 자체が問題ですので、今、せっかく止まってる原発、危険物が止まってるときに、私は命と経済を考えたら、ほんとに命を考えいくべき、人類としてはいかなきやいけないと思います。

それで、原発を再稼動しないと電気料が上がるとか、それから企業が外国に行くとか、そういうような意見もあったんですけども。この火力発電燃料というのは LNG というだそうですが。液化天然ガスですけど、これを火力発電のために購入してるんです。これが高いから、もうどんどんお金が出ていってると、そういうことを伊方原発行ったときに、伊方の方がおっしゃってました。でもこれは、新聞報道によりますと、こ

の LNG を輸入する会社は東電の子会社と三菱商事の会社を、セルト社というんですけど、そういう会社を設立してるんだそうです。そこが輸入をして、それから売ってるんだそうですが。その値段が、アメリカよりも 3 倍高い。または、ひどいときには 9 倍くらい高かったと。そういう記事が載っておりました。そういう意味ではですね、もっともっと電気料っていうのは下げられるし、そういうからくりがあるということですね。

それで、国の方は再稼動ありきで動いていますけど、今、私たちの力で、民意ですね、ぜひこういう危険物は、特に南海トラフ地震が起こるというこういう危険な今の時期にですね、原発は止めてなきやいけない。再稼動を、止まってるんですから、電気はこの夏に足りたんですから、止めなきやいけないと私は思います。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、陳情第 15 号の討論を終わります。

次に、請願第 16 号、子どもたちを内部被ばくから守るための食品の放射能測定装置導入に関する請願書の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

西村君。

3 番（西村將伸君）

この 16 号の請願の紹介議員としてですね、賛成の理由を述べたいと思います。

この請願については、1,306 筆、委員長の方から少し抜かってましたけれども、1,306 筆の署名等も添えられております。この測定器導入というのが、西日本でもあってかなり距離もあるということで、導入が時期尚早ではないかといった意見もあるわけですけれども。しかし、いつの時代であっても食の安心、安全を求めるつてことは、ごく当たり前のことでして。ことに今の時代、福島第一原発事故以来、このわが町でも子育てる保護者にとって、放射能汚染物質への関心が非常に高まっていく、ごく当たり前のことだろうと思っております。またそういったことが、成り行きということはないですから、非常に高まっている折です。

この賛成の理由として、これは覚えている方もおいでかも分かりません。テレビニュースでこういった場面がありました。事故後、福島県内の女子中学生が国に対して訴えていたことですけれども。私は今、中学生ですと。しかしあがて大人になって、結婚をし、子どもを生み育てていきたいと思っていると。でも、その放射能を浴びているかもしれない私には、これから先一体何が起きるかも分からぬ。もし何か起きたときに、一体誰が責任を取ってくれるかと。こうやって訴えた場面がありました。私にとっては大変印象深くて、脳裏から離れないニュースの一場面であったわけですが。

来年度から、この黒潮町内全校で学校給食も始まります。時期も時期であり、栄養、衛生面においても、念には念を入れて食材の安全性を第一にするのであれば、学校給食から放射性物質検査導入を取り入れるのは、行政の一端を担う我々議員の責務であろうと思っております。

また、委員長からも、財源はどうするということで電源立地交付金の 450 万のことを言われましたけれども。

こらまた副町長の方から、特定財源ではないと注意されるかも分かりませんけれども、そういったことに私は、電力によって起こされた事故から始まったことですので、ぜひ一過性の予算として、取り組んでいただきたいと思っております。

以上、賛成討論を終わります。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

私はこれに対しては、賛成討論致します。

内部被ばくってのは目に見えるものではありません。私も、また週刊誌の話になりますけど、長崎で原爆が落ちた後の内部被ばくした内臓の保管というやつが、ホルマリン漬けだと思うんですけど、長崎の九大の方の歯学部の方で保存されてるらしいです。その中には、60数年たってもまだ、そりやもう人間に、端いたからその放射能が影響あるわけではないと思いますけど。いまだにその放射能が出ておるという記事が出ておりました。

そういうこと考えたときに、体のちっさい、今から発育盛りの子どもさんが、微量でも食べていくことは、体の中に蓄積を起こします。それが、先ほど西村議員が言われたように、今、中学生の人が結婚したときのことを考えるというように、やはり蓄積されたものによって、大人になったときのことを考えれば、やはり私はこれは、今回はこの導入にかんしては当然して、子どもの、大人もですけど含めてになりますけど。大人ほど、何か多少濃度が高かつても、細胞の分裂が少ない関係で影響は少ないというような本もありますけど。とにかく、今生まれた子どもさん、それから成長期の子どもさんが一番影響を受けるということにかんしては、どの本読んでも、そのように書いておりますので。

やはり今回、この導入にかんしては、私はこの意見書に賛成の討論を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

明神さん。

10番（明神照男君）

私は、もう昨年、福島原発のあの問題が出てから、関東以北で、この汚染の問題が言われだしたときから、一般質問でも2回、昨年出させてもらうちよるがやないかと思うがです。そのときの答弁は、県が測定しよるからいいとかいうようなことで、こういう形で導入いうところまではいからったがですが。やっぱり、住民の皆さん、特に若いお母さんなんかからのそういう要望いいますかね、が出てくることが第一やないかなと。ほんと恐らく今回、委員会でも採択になっておるもんで、これは採択なると思うがです。

そういう中で、これは今、皆が子どもさん子どもさん言いますけんどね、確かに子どもさんが一番大きな問題を将来に持つておるわけですけんど、自分たちもよね、この放射能の汚染の問題は、見逃すわけにはいかん問題じゃと自分は思つております。

そういうことでうちの船には、もうこれ乗せてちょります、簡単なもんですけんど。みんながよ、この放射

能の問題についてはね、関心を持たないかん問題やと思うもんで、自分、原案には賛成です。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私も賛成の立場でお話しします。

この放射能の問題は、食の安全というものを求める上で、一番目に見えて測定できる機械であろうというふうに感じます。それで、我々町民が、これは子どもだけじゃなしに、大人も保護者も、みんなが安心できる機械であると思います。そういうことで、賛成致します。

ましてですね、その500万ちょっと、金額的に高いかなという気はしますけれど、これも長年、我々の安心、安全を継続して考えるならばですね、安いものではないかというふうにも考えますので、賛成致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論ありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私も、この請願に賛成致します。

もともとですね、食べ物っていうのはほんとに安心、安全でなくてはいけないと思うんです。これで私たちの体ができるわけですから、危険物を体に取り入れること自体が、ほんとに私たちの健康を損なっていきます。国保が高いとか医療費が高いとかって言いますけど、まずこういうところもですね、食べ物を考えていかないと、私たちの根本解決にならないわけですよね。そういう意味では、ほんとにこの測定器を導入するという、これは若いお母さんやお父さんたちからの請願が挙がってきたんですけど、ほんとは議員が請願がなくても、明神議員がずっと一般質問では言ってくれておりましたが、そういう方向で議員自身が進むべき課題だったかなあと思っております。それぐらいですね、私たちが食べ物については、ほんとに注意に注意を払っていくべきだと思うんです。

西日本の方では、あんまり放射能は関係ないんじゃないかという意見が、確かに署名を取っておりましてもね、ありました。でもですね、産地偽装ということもちろん考えられまして、実際にですねシイタケの原木には、東北とか東日本のものだって、そこに放射能が入ってて、シイタケに、もう実際放射能が測定されたと。そういう問題がもう現実に出てきておりますよね。それから腐葉土は、もう皆さんも新聞に出てご存じだと思うんですけども、腐葉土にも混じっていると。

私たちには、放射能っていうのは目に見えませんので、ほんとに敏感になりません。鈍感ですけれども。それは、目に見えないところで、もうひたひたと私たちの周りに押し寄せてきているもんだと思うんです。特に子どもたちは、内部被ばくという点では心配ですので、子どもに限らず大人も含めてですね、安心、安全な食べ物を口にするということは、行政としてはそれはほんとに推進していかなきや、守っていかなきやいけない大事なものだと思いますので、ぜひ、この測定器を導入してほしいと、そういう気持ちで賛成致します。

議長（山本久夫君）

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、請願第 16 号の討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第 14 号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書採択についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 14 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 15 号、伊方原発の再稼働を認めないと求めれる意見書採択を求める陳情を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

しかし、この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

委員長報告が不採択の場合は、原案について賛否を問うことになっております。

従って、原案の陳情第 15 号、伊方原発の再稼働を認めないと求めれる意見書採択を求める陳情について賛成の方の挙手を求めるものであります。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

それでは、原案に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 15 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第 16 号、子どもたちを内部被ばくから守るための食品の放射能測定装置導入に関する請願書を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、請願第 16 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 2 に入る前に、諸般の報告をします。

初めに、9 月 10 日に森議員からありました、農業集落排水事業の加入状況についての質疑、および藤本議員からありました、業務報告書 232 ページの、農道水路維持管理事業の修繕場所にかんする質疑の回答が保留されておりました。その件にかんし、農業振興課長から発言を求められておりますので、これを許します。

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それではですね、議長の方からお許しが出ましたので、9月10日のですね質疑の中での、質問2点についてですね、お答えさせていただきます。

まず1つがですね、森議員の質問の中で、農業集落排水事業のですね当初計画時の加入率の分母に当たる、加入計画戸数の数値につきまして、質問がありました。その数値についてはですね、お手元に配布させていただいておりますのでよろしくお願ひ致します。

それからもう1点ですけれども、藤本議員からの質問でですね、緊急雇用事業中の農道水路維持管理事業についての、事業実施場所の質問についてですが。池の堤部分の草刈り7カ所とですね、幹線農道草刈り2カ所、水道のり面等の草刈り6カ個所についてですね、お手元に23年度実績に基づきまして場所を記載したものをお手元に配布させていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで、農業振興課長の発言を終わります。

次に、9月10日に矢野議員から規約の告示にかんする質疑がありました。その件にかんし、副町長から発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

副町長（植田壯君）

おはようございます。

ただ今、議長より発言の許可をいただきましたので、訂正とおわびをさしていただきたいと思います。

9月10日の矢野議員の質疑で、規約につきましてはすべて告示をしておりましたと答弁致しておりましたが、規約を規則と取り違えていましたので、規則に訂正させていただくものでございます。

大変申し訳ございませんでした。

よろしくお願ひします。

また今議会では、議案書等に多くの間違いがあり、大変ご迷惑をお掛けしましたことに対しまして、重ねておわびを申し上げます。今後は、事務処理に間違いのないよう最善を尽くしてまいりますので、よろしくお願ひします。

それから、続いてですね、9月10日の質疑において、矢野議員から議案第35号にかんしたご質疑をいただきましたが、その際に回答した内容について補足説明をさせていただきます。

まず、黒潮町情報センターの設置に関する条例の改正の中で、者（もの）という用語が適切であるかどうかの質疑に対して、なお精査するという答弁を致しておりました。その後、精査した結果、者（もの）は人、および法人を指す場合に用いられ、法人格なき社団法人等も含めて規定する例もありますので、今回の改正に使う用語としては適切であると判断致しましたので、よろしくお願ひします。

次に、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例、および、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則で、委任される黒潮町光ネットワーク、インターネットサービス利用規約についてでございます。

契約内容に当たる規約につきましては、皆さんが知る必要はなく、契約する当事者が知ればよいもので、必ずしも告示の必要はないものと考えてきました。しかし、今回のご質問を受け、なお慎重に法律の専門的な方のご意見も確認させていただき検討をした結果、法律的には問題ないものと判断致しました。

しかしながら、議員ご指摘のようなご意見もございますので、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する

施行条例規則から委任されているということを規約の前文に明記した上で、委任された内容はこれでありますという意味で告示することは、より親切ではあると考えますので、本規約が適用されて少し時間はたちますが、早急に告示をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

これで、副町長の発言を終わります。

次に、お配りしています議案書、監査報告書、9月10日に配布した正誤表に誤りがありましたので、次のとおり訂正をお願いします。

まず、議案書では、1ページの議案第30号の件名に誤りがありました。

件名中、特別会計決算の認定とありますが、特別会計の後に、歳入歳出を加え、特別会計歳入歳出決算の認定に訂正をお願いします。

次に、監査報告書につきましては、22ページおよび34ページを議席に配付していますので、差し替えをお願い致します。

次に、9月10日に配付した正誤表に誤りがありました。訂正箇所を青文字で記載した正誤表をお配りしてますので、ご確認してください。

以上のことにつきまして、町長および監査委員から訂正の申し入れがありましたので、ご了承願います。

次に、総務常任委員会に付託しております、議案第35号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、審査の過程で町長から議案の訂正の申し入れがありました。直ちにその旨、委員会に報告をしておりますが、この件につきましては議会の許可を得る必要があります。

この件にかんし、副町長から発言を求められていますので、これを許します。

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは私の方から、訂正のお願いをさせていただきます。

今、議長の方からもありましたけれども、議案第35号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、既に総務委員会に付託され、審議をいただきました。その審査の過程で、条例の付則に適用年月日を明記する必要があるのではないかとの指摘を受け、町はこの指摘に従いまして、付則を、この条例は公布の日から施行するとなっていたものを、公布の日から施行し、平成23年9月1日から適用するとの訂正をもって、総務委員会の審査をいただきました。

なお、このことによって還付の内容につきましては変わるものではございません。適用の日を明記するだけのものでございます。

従って、議案第35号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、訂正することについて議会での許可が得られれば訂正致したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

これで副町長の発言を終わります。

ただ今の発言のとおり訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、副町長の発言のとおり、適用日を加える訂正を許可します。

これで諸般の報告を終わります。

一般質問の準備がございますので、この際 10 時まで休憩します。

休憩 9 時 52 分

再開 10 時 00 分

議長（山本久夫君）

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、矢野昭三君。

7 番（矢野昭三君）

それではお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

1 番目で、地震対策についてでございます。

これは、町長も必死になって取り組んでいただいている上に、まだその質問をするということですので、大変申し訳ないと思いつつ、させていただくわけです。それは町民の心配がございますので、その心配事に対して代弁をさせていただきたいと、このように考えております。

まず、その地震、津波に負けないまちづくりのためには、大変多くの財源が必要でございます。その見通しを問います。

この年度をかけて、黒潮町はこの年度うちに全体のそういう防災対策、全体の事業を把握し、その対策を講じていくということでございますが。この当町を含めた三連動、四連動のこの地震の各県にかかる防災対策予算というのは、相当膨大なものになるといわれております。これは、全国知事会とか、あるいは高知県からもですね、その地震、津波対策の推進について政策提言をされておるわけでございますが。その県の提言の中を拝見してもですね、お金がなかなか足りない、そういう中身となっております。

こうした高知県含め全国的なものの考えの中から、これら的心配事を排除できるようなお金が一体どれくらい要るのか。その見通しがどうなっていくのか。それから、当然、国にばっかり頼るわけにもいきませんが、この黒潮町として、どういった財源対策が講じれるのか。

その見通しをですね、まずお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

おはようございます。

それでは、矢野議員の 1 番目の質問、地震対策につきましてお答えをさせていただきます。

少し前段にですね、3 月 31 日と 8 月 29 日に国が公表されましたので、そのことを含めて少し説明もさしていただきたいと思います。

今年の 3 月 31 日、南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高の推計が内閣府から、第一次報告として出されました。その報告内容では、黒潮町において最大震度が 7、最大津波高が 34.4 メートルという、大変厳しい数値が示されました。本町ではこのことを厳しく受け止め、直ちに地震・津波対策の基本的な考え方をまとめてきたところでございます。そして、議会をはじめ住民の皆さんにも、黒潮町地震・津波防災計画の基本的な考え方を示したところでございます。

また、8 月 29 日には津波高、浸水域等の第二次報告と、被害想定の第一次報告が出されました。この第二次報告では、最大津波高は 34.0 メートルとなっておりますが、第一次よりかわざかに低くなっていますが、全

体では、第一次報告とほぼ同じ内容となっています。

また、今回新たに出された第一次被害想定では、人的被害が最悪、陸側ケースで冬の深夜に発生した場合、4万9千人の被害が出るとされています。この報告につきましても、議員全員協議会でさしていただいたところでございます。

この地震、津波から住民の生命と財産を守るためにには、非常に厳しい条件の下でも可能な限りの対策を講じていく必要があると考えております。そのためには、矢野議員ご質問のとおり、どうしても財源の裏付けが必要になってまいります。しかし、本町のように自主財源の乏しい自治体では、議員ご承知のとおり財源には限りがあり、大変厳しい状況にあります。

従って、町単独では到底住民の要望に答えていくことはできません。幸い、この想定が出される前、いわゆる昨年の3月11日に発生しました東日本大震災を受けて、国では後年度に70パーセントの交付税算入のある緊急防災・減災事業債交付税措置を設けました。また、県でもこの事業に呼応する形で、事業実施の翌年度に事業費の30パーセントを交付する津波避難対策等加速化臨時交付金を設け、市町村の負担軽減に努めるなど、地震・津波対策の推進を図っているところでございます。

現在、本町ではこの制度を最大限活用して、トップスピードを持って地震、津波対策を進めているところでございます。9月議会でも、約9億8,800万円と大変大きな補正を致しております。しかし、この制度は平成25年度までと期限を切られております。しかしながら、住民の皆さんからの要望は大変多く、これを整備していくには多額の経費が必要ですし、かつ、高台移転のように時間と多額の費用が掛かる問題もありますので、到底25年度末までには、地震津波に対する備えを終わらすことは不可能です。このような状況ですので、25年度以降の財源確保ができるかどうか、大変危惧（きぐ）しているところでございます。

黒潮町の防災対策事業費の全体事業費はですね、まだそこまでは集計しておりませんので今申すことはできませんが、いずれにしましても、本町のような財政基盤が脆弱（ぜいじやく）な町は、国、県の財政支援がなければ、この大変厳しい状況を切り開いていくことはできません。また、地震、津波に対する安全なまちづくりはできないと思っています。

このため、議員の皆さんご承知のとおり、3月31日以降、町長を先頭に職員一丸となって、国、県へ要望活動を行っているところでございます。特に国への要望は、県と一体となって、度々行っているところでございますが、ご承知のとおり国政が不安定なことや、大変厳しい財政状況、さらには都会と地方の温度差などがあり、法制度までにはまだまだ厳しい状況があります。

従って、今後も強力に要望活動を続けていく必要がありますので、議員の皆さんとの全面的なご支援、ご協力をよろしくお願いします。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

1点目ののがは、これで終わらしていただきますが。財源確保には言わずとも分かった話でございますが、全力で取り組んでいただきたいと思います。私は、そのことについては町民挙げて、みんなが応援をしていただけるものと、このように確信しておりますので、ぜひその点については目いっぱい努力をしていただきたいということを申し上げまして、その2番目のですね、地震津波に負けない土地利用を問いますということで。

これは、先にも一般質問でも私は、総合振興計画とか土地利用を、見直しは急いでする必要があるんじやないですかということを申し上げましたが。やはり来るということを前提にもう動いておりますので、公共用の

施設は、その想定の外に設置する。あるいは、今ある施設を利用するということが大前提で進める必要があるということを再度お願いしたい。それは過去の話の中でも、今ある施設を活用するとか、あるいはそういう高台移転の方向で取り組んでいくということは、お話を聞いております。そのことについてはそれでよろしいんだが、その後、その時期的な見通しとかですね、保育園、小学校、中学校につきましては、これは行政が設置して、そこで一定学習、あるいは生活をされておるわけですので、これは急いでですね、そのどういう形の土地利用をしていくのか。どういう形の施設利用をしていくのか。私は、もうね、この段階ではそういう話が出てきちゃかないかんと思うがですよ。積み上げていくことも大事ですけど、大部分は、町長の指導により計画の位置付けを明確に示す方が、私は、この現在においての計画ではいいんじゃないかなあと、このように考えるわけです。

そういうところからですね、例えば、この前も佐賀の方の方からお聞きしたんですが、国道の残土については、もうちょっと下から、将来それが宅地として見込めるような造成の仕方。それは当然、法の縛りがございますので、そういうものを当然クリアせないかもしれませんけれども、それは事務的な問題でございまして。そこをどういう土地利用にするんだということは、一定、政治的な観点から判断すべきことではないかなあ、そのように考えておるわけでございます。従いまして、そういう土地利用を進める。

それから、町内町有地、高台にある町有地なんかもございまして、そういう所を速やかに広場にしていくとかいう、その位置付けを早くしていただきたいと思うわけです。当然、お金が要りますよということにならりますが、それで、先ほどの私が財源対策に大いに努めていただきたいというのはその点でございます。高い所にある土地を開発していくと。まずは、町有地であればですね、比較的用地の話はしやすいし、個人の土地であればですね、早くその方向付けをしていただく方が、私は、ひょっと積極的に協力をしていただけるという方が、思っておってもですね、遠慮してよう言わない。町長が一言言うてもうたら協力するもんじゃったにというような方が、私はこの町内にいらっしゃると思うんですよ。そういう意味で早く、とにかく先に逃げたが勝ちですので、高い所へ逃げれるということに、汗をかいていただきたいと。どうしても低い所でないと駄目だという方も当然いらっしゃいます。それぞれの仕事の形態含めて、違いがございますので。そういう方たちに対しては、逃げる道を現在頑張ってやっていただいているので、それはそれで、今まで以上に逃げ道を確保していただきたい。

そういうようなことからですね、防災と土地利用、まあ言えば総合振興計画ですが、その中でやっていけばですね、その総合振興計画あまり細かいものは私は必要にないと思います、今の段階では。大ざっぱなもので、総合振興計画ということで見直しを掛けていくということで、私はいいんじゃないかと思います。

前に、現在やりよう総合振興計画は、私は大変素晴らしい計画ですよと申し上げましたけど、あのようなバックデータをそろえる必要はないと思います、この場合の土地利用については。だから大雑把なところでですね、総合振興計画、地域防災計画、それらをセットにしてですね早く、私は、先ほどいったような土地利用を町民にですね、早く示していただきたいと思いますので、その点について答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の一般質問の1番目、地震対策についての2番目ですね、地震津波に負けない土地利用を問いますというご質問にお答えします。

矢野議員のご質問は、町の総合振興計画の土地利用にも関連はしておりますけれど、まず地震津波対策を推進するに当たり、土地利用を含む町全体の総合的な推進計画が必要ではないかとの主旨だと思います。

この件につきまして、国の方では平成23年12月27日ですけれど、津波防災地域づくりに関する法律が施行されました。この法律は、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないように、ハード、ソフトの施策を総動員して、多重防御による津波防災地域づくりを推進するための措置が定められたものです。

そして、その法律の第10条ですけれど、ここに、市町村は津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成することができると規定されています。議員がご質問されたのは、まさしくこの法律で示された推進計画の策定を示唆されるものではないかと思います。

ただ、この津波防災地域づくりに関する法律は、現在のところ、高い理念が定められている割には、その対策事業が全く伴っていないと思っています。黒潮町の現状としては、いつ発生するか分からぬ南海地震に備え、まずは命を守るための避難路や避難場所等の空間づくりを早急に進めなければならないと考えています。

また、津波防災地域づくりに関する法律に定められた推進計画の策定につきましては、当然、今後の重要な課題ととらえていますので、町の総合振興計画の土地利用第3章に書かれておりますけれど、それと併せてマンパワーの確保も含めて検討してまいりたいと思います。

なお、先ほどのご質問にありました公共施設の津波浸水区域外への考え方でございますけれど。これまで黒潮町が考えてきました地震、津波の防災への基本的な考え方の中では、拠点的公共施設。これは、役場本所、それから黒潮消防署を指しますけれど。これについてはレベル2の津波、いわゆる最大の津波の浸水外に設置するというふうに決めて取り組んでおるとこでございます。小中学校、あるいは保育所、福祉文教施設の件にかんしても、なかなか時期的な見通しがまだ示されていませんけれど、国、県の方にはですね一生懸命、要望を挙げてるところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

公共施設の所は、時期的な見通しが立たない。国、県へ要望を挙げよう、ではいかんがですよ。そこが、黒潮町としての主体性が問われるところなんですよ、これ。いつになるやら分からんいうたら、国、県がいつ言うやら分からんいうたら、津波がいつ来るか分からん状態の中で、現在はやっておるがですね。今晚来るかも分からん。昼に来るかも分からん。そういう状態なんですよ。

だからね、学校はね、これ義務教育の場、小中学校は。親が学校へ行かさん言いよったら、親が逮捕されると、これ義務教育いうのは。そればあ、偉いがですよ。公が、将来を担う子どもたちを一定の場所へ集めちようがです、これ。言葉、強く言えば。一個所に集まつていただいて、国の将来を担つていただく、地域を担つていただく子どもたちを、そこで勉学に励んでいただきますよと。これ、大変な強い力が働いてそこにあるわけですね。親じやきいうて、勝手に学校へ行かさんわけにはいかんがですよ。だから私の言ふのは、それは速やかにやる。安全な場所へ移つていただくということが必要だというのそこなんですよね。黒潮町としての主体性がどこにあるのか、が問われようがです。

だから、国、県へ言ふて返事待ちじゃみたいな、そんな悠長なことを私はお尋ねしゆうわけではございません。いつ来るか分からんので、いつまでには方向付けをする。いつまでには移動する。浸かるいうことがもう分かった状態なんですよ。町内の学校。そりやあやっぱりねえ、町民の生命、財産を守る立場にある行政が、これはね、子どもたちが安心し、それで親や保護者が、地域が安心して預ける施設でないと駄目なんですよ。大変な仕事ですよ、これ。確かに。だけど、それは、その責任を問われようがですよ、これ。

保育所にしても一緒ですね。学校も一緒なんですよ。佐賀の場合、あそこはね、南海地震の津波で来ないという先の想定の下に、あそこへ造ったんです。来ないという想定の下にやったけど、いからった。波の底たになる。その責任はどこにあるのか。親や子どもには責任ないですよ。責任はやはり行政にあるんですね、これ。執行責任。

だから、町長の責任とか権限は大変強いですね、法律上もね。執行責任、執行権限があるんですね。皆さん方、副町長以下も、与えられた分野分野については、それぞれの執行権というものが与えられておる。だから、それは同じ権限があるだけ責任もそれ以上にあるということですね、深く認識していただきて、早く安心できるような公共施設ですよ、それを位置付けしていただきたい。

で、国、県へお願いしちゅうという話は、それはいつ返事があるというお話なんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

答弁させていただきます。

まず、全体的な土地利用であったり、あるいは浸水区域内の公共施設の移転についてが主なものであると、そのようにとらえております。これまでも基本的な考え方の中で申し上げてまいりましたとおり、町の主要施設、先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、本庁舎機能ならびに消防署、こちらにつきましては今回の10メートルメッシュの詳細資料におきましても、浸水区域外に建設ができるということが判明し、その作業に着手したといった状況でございます。

それから、3月31日に大きい想定が示されました後に、直ちに議員の皆さま全員にお集まりいただき、これから黒潮町が防災施策を進めていく上で、最大の課題は法律でございますという説明をさせていただきました。まさに今、その段階でございます。黒潮町のこれから防災施策に対して必要な財源、これ、概算しますと80億掛かります。こちらを自主財源で賄いなさいということは到底不可能でございますし、また、現行の補助スキームでこれを進めなさいということ、これもまた不可能でございます。こちらにつきましては、小中学校の移転も含まれるわけでございます。

そういう中で現在、ご要望をさせていただいているその案件につきまして、今回、今議会でも相当数の防災にかんする質問がございますので、概要を説明させていただき、それらのご認識を共有させていただいた後に、またそれぞれの議員さんからご質問いただければと、そのように考えます。

まず、町の防災施策をスピード感を持って推進していくには、法律が必要でございます。そして、その法律も理念法ではなくて、ぶら下がった財源確保の、この関連法律が必要でございます。しかしながらこちらにつきましては、現在、国会の方、もう国会も閉じておりますけれども。災害対策特別委員会の方で棚ざらしといったのが、今の現状でございます。

私どもが最も大きく期待する法律、南海トラフ巨大地震対策特別措置法。こちらにつきましても、衆参両災害対策特別委員会で審議がなされないままに通常国会が閉じたと、そういったような状況でございます。

この、さらに申し上げますと財源確保でございます。私どもが進めていこうとする防災施策の推進のためには、どうしても財源が必要でございます。議員ご指摘のとおりでございます。この財源確保をするためには、3つのやり方がございます。1つは、自主財源を持って充てる。そういう方向性のために自主財源を確保すること。また、次に、県が財源確保をしていただき、県の有利なスキームを作っていただき、それを市町村が利用する。そして、大本の国が財源を確保する。この3つでございます。これはもう誰が考えても分かるところでございます。

そして、我々が今進めております防災施策、これらの大部分が緊急防災減災事業で進められていることは議員もご承知のところでございます。この緊急防災減災事業は、ご承知のことかと思ひますけれども、現在、復興特会にプールされております資金19兆の中の、被災地へ向けられる18兆以外の、たった1兆円で全国防災をやりなさいと、こういったことになってございます。そして、この1兆円も間もなく枯渇するといったところで、現在、私どもは全国防災の枠組みの継続、ならびにそれに対して財源確保。

そして、もう1つ申し上げますと、黒潮町独自で、全国防災のメニューの新設をお願いしているところでございます。このメニューの新設がされますと、県への配分が相当変わってまいります。それを持って県は、各市町村のニーズを拾い上げ、そして黒潮町はじめとする沿岸19市町村の、特に津波対策について防災対策を加速していくと。こういったことを現在、国に要望させていただいているところでございます。

また、補足になりますけれども、この10月1日だったと思いますけれども、住民税とたばこ税の方をお願いするに当たって、6月議会で議案を提出させていただきました。こちらにつきましても、その全国防災の約8千億の資金は市町村の増税をもって貯いなさいといったことになってございます。その資金をこれから調達するということでございます。

また、さらに申し上げますと、国が、これから市町村が相当数の事業ボリューム、これは防災対策にかんしてでございますけれども。事業ボリュームが想定されるといったことで、その資金も確保しなければならない。また、市町村の自主財源的な部分も確保しなければならないということで、本来、民税ならびにたばこ税で増えた分、内部留保の25パーセントもございますけれども。それらを、ここでは説明を省かせていただきますけれども、それを基準財政需要額に上乗せしていただくことができなければ、当然、交付税は総体的に圧縮されると、そういうことになるわけでございますけれども、今回は特例的に、基準財政需要額に丸々乗つけていただいて、交付税の総額を確保できるような、そういうスキームになってございます。

しかしながら、影響額は限られたものでございまして。これを持ってすべての黒潮町の防災対策を推進していくというところには至っておりません。

これらすべてを含めまして、さまざまな黒潮町の土地利用の計画、すなわち建設計画であったり、開発計画ということになろうかと思いますけれども。これらを判断するに当たって、必要な法律の整備がまだ全然整っていないということでございます。これは4月に、議員の皆さんにご説明させていただいたとおりでございます。先ほど、副町長の方からも答弁申し上げました。残念なことに国政が非常に不安定な、そういう状況の中で法律審議がされていると。こういった、防災対策を進めていくとする市町村にとっては大変不幸な環境の中で、私どもも全力をもって整備していっているところでございます。

それからもう1点、ご理解いただきたいところがございます。この土地利用につきましての計画策定には、相当数のマンパワーを要することが想定されます。現在、防災課長が答弁申し上げましたとおり、喫緊の課題として、まずは助かる施策。つまり、避難道であったり避難場所であったりという、そういう避難空間、こちらの拡充を全力で進めているところでございます。どうしても、財源的にも当然でございますけれども、人員的にも限界がございまして、どうしてもこちらにマンパワーを集中し、先行整備をしていかなければならぬと、そういう判断を私がさしていただきました。これらが落ち着いたり、あるいは、これまでの説明でも申し上げましたように、例えば、まとめて発注したり、あるいは新たな契約形態を模索することでマンパワーを少しでも浮かして、議員がご心配されるような全町的な土地利用計画であったり、公共施設の移転計画を策定していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、2番目の企業育成などについて、お尋ね致します。

企業育成、企業誘致の実績を問います。

これは、私も何度かこの場で質問を繰り返しておりますが、前に進んだような気が致しませんので、やはりまたするわけです。合併する前も、総合振興計画の策定、あるいは町民の声、一番は雇用の場、働く場いうことで求められておりまし、合併後の総合振興計画の中においても、1番あります。これが住民の一番多い声でございまして、行政はこれにいかに答えていくか。これが津波対策さえなければですね、ほんとはこれが一番先に問われる、やらなければならぬ仕事のはずなんですよ。

で、平成19年10月30日付の高知新聞を見てですね、本県企業立地計画を承認と。どこが承認したかいうたら、経済産業省です。2012年度までに50件、企業立地ですね。出荷額、900億円上乗せ。この我々が生活する、県西南地域においてはですね、機能部品など供給ゾーン。自動車や電子関係の機能部品を製造する立地企業群を基に、不足業種の誘致などで集積を高め、周辺地域の食品産業の高度化を促進すると。このようなことが高知新聞の記事に載っております。この場で質問をしたわけでございますが。この計画に私は大変期待をしておりますが、どのようにこの当町としては取り組んでいきますかというときのその答弁は、県の産振計画で取り組んでいきますよということになっておりました。

しかしながらですね、以来、なかなか私が感ずるところ、その産振計画だけに限らず全体として、これは人が減る一方やなあと。足腰が弱る一方やなあと。いろんな数値を、県の統計課のデータ見てもですね、うれしい数字はまあございません。そのへんのことを申し上げると、他町村も似たようなもんじやというようなお話をございますが。黒潮町は黒潮町としてどう生きるかということがないとですね、人が休みようき、おらも休む。人が働いたら、おらも働くではですね、町は良くならないですね。主体性が必要なわけです。それはずっと、主体性という点については訴えてきたんですが。

20年2月19日の高知新聞見ても、これは尾崎知事の予算査定の記事でございますが。新聞によると、見えない雇用政策というようなことが大きい字で書かれております。そして、この3月の高新の記事なんか見てますと、片仮名でインポッシブルいうて書いちゅうけんど私は何やらよう分からんきに、辞書を引いたらどうもできないというような意味なのかと。じゃったら高知県は自動的に消滅するとかいうことが、こここの記事として書かれておりまして。これで、この記事を見て、だいぶ私は奮起するであろうというように考えておりましたけれども、何となく全体として何とかせないかんということは、お互い共通認識の中にあると思うんですが、それが前向きにほんまに進みゆうかなというところは、私、今まで一般質問をしてまいりました、広報くろしおの所の人口の所だけ見ても、うれしい数値は見られないということでございます。

それで、先の6月の県議会でもですね、土森先生が質問の中に、知事答弁として魅力ある仕事を作ると。知事が勝手にできるわけはございませんので、これは高知県を挙げてお互いに頑張っていきましょうという、そういうことなわけですね。

しかしこれ、その12年7月19日ですかね、これニッポン高度紙。これが米子へ工場を造ったということが大々的に報じられておりまして、これは皆さんご承知だと思うんですが。中を見たらですね、350キロ通い詰めと。米子から高知まで足を運んできて、企業誘致に働き掛けたと。その熱心さ、もう1つは条件ですね。確かに、企業も行くための補助金であるとか、水であるとか、そういうものは当然そこに呼び水として、行政配慮をしていったということが書かれておりますが。そういう熱意が、一人の職員がそこ一人で勝手に動ける道理はございませんので、当然、その米子市やたら米子市の行政がですね、そのように職員を動かしたということでございますね、これは。

それから、8月ですね、今年の。県内増える休廃業、解散とかいうことが出ております。で、以前から私、申し上げておりますが、高知県の県民所得は55年の高知県西南地域開発計画、所得水準を引き上げるという計画がですね、以来一度も上がることなく下がりっぱなしの状態で、平成9年には全国最下位と、こうなっておるわけですね。多分、あれから時間たっておりますので、3年たっておりますが。この間に高知県経済が上向いておればいいんですけど、およそそういうことは感じられない状況でございます。黒潮町においても私は、それおんなじような感じなんですよ。まあ、統計課のデータはマイナスですよ。経済成長率、黒潮町も。大体県下的においてマイナスなんだけれども、たまにプラスの所もございますね。

じゃあ、これを何とかせないかんというところでございますが。今までのですね、どういうような実績があったのか。企業育成と企業誘致ですね。私の質問の主旨は一応述べましたので、このどのような育成をしてきたのか。どのような企業誘致して、その実績がどうなのか。

お答え願います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、矢野議員の企業育成、企業誘致の実績を問いますご質問にお答え致します。

企業育成の実績については、企業立地促進条例などによる固定資産税の減免、運営資金利子補給、そのほか町管理施設の使用料の減免、商工経営資金融資事業などによる育成支援を行っております。

また、企業誘致の実績については、地理的条件や用地整備などの工場立地条件としての整理が整っていないなど、当町での実績はありません。企業の誘致については、高知県地域産業活性化協議会を設置して、連携し取り組んでいるところです。その協議会構成員については、その県下の市町村、関係機関、産業振興センターまた、銀行さんなんかが入っていただいて、県も入っております。協議会を年に1回開催して、情報交換をしているところです。

もちろんその町内への企業立地の話があれば、県とも協議しながら可能な限り対応はしていきますが、先ほど申し上げましたように立地条件が課題となっております。

以前のご質問のときにも、ちょっと幡多の高知県下の状況を述べさせていただきましたが。23年度については5件の誘致があり、うち幡多地域では、宿毛市の西南中核工業団地へ1件の進出があった。また、その企業側としても南海地震など、そのリスクが想定されており、進出がなかなか難しい状況になっており、誘致については厳しい状況になっております。

そのことからも、今後も町内企業の育成を図りながら、雇用の場の確保に取り組んでいくというような取り組みで行っています。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ここね、県のその企業立地課の資料によりますとね、大体、これ見てもぱっと分かるんですが、東、空港の所へ集中しちゃうわけですよ、東へ。あと2つは、あの宿毛湾と、ここの西南工業団地、それ2つだけでですね、宿毛湾なんかもまだがら空きなんですよ、資料によると。この立地条件とかいうのは、自動車専用道路を利用して工場を造っていくというやり方もあるんですけど、それ以外の方法も当然あるわけですね。それは何かいうたら、時間勝負をする必要のないものを誘致すればいいわけで。自動車道路の延伸とともにというのは、確かに一つの手法ではあります。それを武器にやった所、成功した所も多くございますが。県下見てもで

すね、一番最初にできた所が大豊インターでしたね。あそこも、すぐ通過の町になるんでという心配をされて、当時新聞なんかにも出たことございますが。以来、ずっとこう年度内には前の窪川、平串まで専用道路がつくという事態になってまいりました。

ただその企業なんかを誘致するには、10年くらいやっぱりかかるんですね、順調にいっても。県はね、この企業立地課はね、四万十町までは調査に入っちょですよ。自動車専用道路ができることに併せて、その希望、考え方の調査はやっとるんですけど、それはもう年度内にそこへつくんですよね、隣町は。それから10年ぐらい先の話ではいきませんね。

わが町には、それほど遅くないうちに、そういう専用道路が伸びてきます。だからそれに併せて企業誘致するということであれば、今の時点で、企業が来たいとかいう希望があればやなしですね、こちらから打って出ないとですね、よその企業は、黒潮町の存在というもの知ったいう人はほとんどいませんよ。昔、平成2年に帶屋町で佐賀町のPRしたことございますが、佐賀がどこにあるやら、どうやって行たらえいやら分からん人がたくさんいらっしゃいましたよ。わずか80キロしか離れていない町なんですよ、高知市の帶屋町と。でね、黒潮町いってもね、最近その34メートルでは出てきたんですけど、反対に今度34メートルが災いして、高台へやらないかん。だから、先ほど言った土地利用どうするかというのも、高台を開発するという方向付けがないとですね、企業誘致には動けないんですね。県はですね、高台へ誘致するということで新聞へも出てますわね。今、公募掛けていくやつは、高台へ誘致するんじやと。

何も、先ほど言われますね、立地条件とかいう分はですね、立地条件が悪いからというようなだけではなく片付かないんですね。行政としてどういう手を打っていくのかと。10年先、20年先をにらんだ、そういう行政執行が必要なんですね。住民が期待するのはですね、そういったところの行政を期待しておるわけです。もう合併前から言われておりますんで、働く場というのは。だから私の言うのは、具体的にどういう実績が町で挙げましたかとか、どういうことをされましたかと。何かやっていかん場合には、こういう努力をしたけどここがいかざったので、じゃあ次の手はこういう手を打っていくんだというものが、必要なんですね。

そういう中で、その地元の企業が一番大事なんですよ。来てくれる企業も大事やけど、地元の企業も大事なもので、やはり地元の企業さんをですね、ずっとこう地元で元気に働いていただかないかん。そういうことをですね、同時進行でやらないかんがですね。

以前は、佐賀町においては、町内企業を町長がやっぱりあいさつに回りました。佐賀の中で一生懸命働いてくれよう企業というのは、佐賀町民の働く場を作ってくれちゅうんじやと。そういう趣旨からですね、企業へあいさつ回りしたということもございますが。最近、黒潮町がそういったことがあったかどうかは、ちょっと私はよう確認はしてはございませんけど。そういうことでですね、町内企業の方も一生懸命頑張っていただいてるので、町長はじめ、多くの幹部の職員いらっしゃいますので、そういう方もたまにはですね、企業のぞいていただいて、苦労話のひとつもして聞かせていただくということが、この企業育成につながっていくんじやないかと思うんですね。

紙の上にそのまま定規で線を引くような格好ではいきません。企業の場合、特に人と人の付き合いの中から企業誘致というのは生まれてくると、そのように考えておりますので。

この点についてですね、企業育成をどのように進めてこられたのか、もう一度お聞きします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほどもご答弁さしていただきましたが、特にその企業立地促進条例などでは、その減免措置については3

年とかいろいろ課題のあったところを5年にまで延長しまして、対応できるような制度にしております。

そのほかは、先ほど言ったようなことで対応をしているところです。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これはですね、ハローワークへ行って調べたことがあるかないか、ちょっとひとつ聞いてみたいと思うけど。

ハローワークで私が行って調べる範囲はね、ここ2、3度行ったんですけど。大体ね、求人倍率というのは0.5前後なんですよ、0.5前後。そして、その中身ですね。中身で見ますとですね、やっぱり最低賃金の表示が多いです。それでは若者が地元へ残って、頑張っていこうという、そういう部分がね、なかなかできにくいですね。だから多くの優秀な若者が町外へ出ていくと。この繰り返しですわ。だから、町の振興発展にはなかなかつながりにくい。で、今、その私の前に並んでおいでる、その幹部の方々がよね、今以上に頑張っていただかないと町は良くならない。今までの延長線がこの結果なんですよ、前から言ってるように。だから、この今までの延長線じゃ駄目なんだ。それ以上頑張ってもらわなかん。頑張りよらんとは言わんがよ。頑張りゆうけんど、それ以上頑張ってもらわなかん。ということを、そういうことでお願いしたわけですが。

あとですね、この県が作った工業団地のここに表示されるともの意外に、ちょっと深刻な問題はですね、これ以上に。これを取り巻くいろんな付属施設いいますかね、研究機関とかですね、支援機関。こういうものが、その高知市、空港近辺を中心にあるわけですね。で、一番の筆頭は工科大ですか。それから南国オフィスパークとか、ポリテクセンター高知とか、UIターン人材情報センターとか、そのほかさまざまなもののがございますが、ほとんどが、今言うその工業団地と、これがその周辺地域で設置されちゅうわけです。

それでね、企業育成とか企業誘致の実績を問いますということの私は通告なんだけれども、まあ提案の一つとして、こういった県関係、関連のこういう機関。例えば、漁業で言いましたら、高知県で1番は黒潮町ですね、水産業は。統計が、見てもそうなってる。だから、水産関係にかんするそういう情報支援機関というものを誘致してここに来ていただくことも、従来の論法から言えばね、不都合ではない。需要が多い所へそういうものが来るという従来の話があるとするならば、水産関係の何らかの施設を1つでいいから、このわが町へ誘致する。それくらいのね、熱意は必要と思うんですが。

いかがですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

高知市周辺にいろいろな工業団地が集中しているというようなことがあって、そこの近くに支援センターがあるというようなことで、もっと積極的に水産も含めてということですが。町の中で、総合的に水産、農業含めて、そういうことも考えてはいかないかんとは思っております。

それで、先ほど雇用のことについてということで、求人倍率なんかを話されておりましたが。四万十安定所については、現在、23年度については、新規の求人倍率が0.98、有効求人倍率が0.59という数字になっておりまして、17年度から言いますとだんだんと上昇して、雇用の環境は良くなってきてているというふうに思います。ただ、これに国の緊急雇用とかふるさと雇用とかもありますし、そういうことで上がっているところもあると思いますが、その補助事業も十分というか町の方でも利用させていただいて、ご承知のとおり活用して、少しでも雇用の場にということで、ちょっとでも補助事業使ってでも、雇用の場ということで取り組んでおりますので、これからもそういう取り組みを積極的にしていくような方向しかないんじゃないかと、今のところ

は考えております。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

町長。

町長（大西勝也君）

ピンポイントで水産関係施設ときましたので、ちょっと答弁さしていただきます。

実は、就任して直後にですね、このお話を県の水産振興部とさせていただいたことがございます。万行の漁港施設の後背地。こちらに種苗センターができるないかというお話もさしていただきましたけれども、なかなかその後、進んでいないといった、そういう状況でございます。

また、公共機関の施設の誘致でございますけれども。何分、公共機関の出先がですね、現在、県、国を挙げて縮小傾向にございまして、その中で誘致となりますと、相当の、これもマンパワーと労力を掛けて取り組まなければならぬと思っております。まずは人間関係の中で、生まれてきた言葉を信用してですね、その中から、食らいついでいる部分がありましたら、そちらを優先的に進めさせていただくと。

現段階では、この程度の答弁しか材料を持ち合わせておりません。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

次へ移らしてもらいます。

3番、漁港の整備などについてですね。

佐賀漁港の整備と企業育成、就労の場確保のため、漁船建造を問います。

今私たちが、当たり前のように、当然のように利用させていただいております、佐賀漁港はじめ上川口の避難港、それから入野漁港ほか、それから道路もそうでございますが。これらを設置建設する過程においては、大変多くの先人の努力があって、それを国、県が認めたと。我々先人の努力を認めていただいて、そういう施設が設置できたというように私は認識しておりますし、そのことは決して忘れてはならないと、こんなふうに考えております。

そこで、町内そういう海辺の施設を見るときにですね、やはり一番動いておるのは佐賀漁港ですね。というように思います。それは、やはり佐賀の場合は、それを業として、それに熱心に取り組んでいかないと土地そのものが、農地もない状態でございますので、どうしても沖は太平洋、向こうはアメリカでございますので、そちらへめがけて働く場、稼ぎの場を求めて行つたということは、それはもう誰が見ても分かる話じゃと思うんですが。

あの港を造るについてもですね、潜りをしている方に対しては、磯場でございますので、そういう磯場がなくなる、素潜りの魚場がなくなるということをございましたが、それは地元の、そこで就労されておる方たちの大きな心を頂きまして、そこに漁港というものができる運びになったわけです。

今、大部分の、あそこの黒潮一番地のあの付近は大部分が活用されてきて、残っておる土地というのはほんとわずかになってまいりましたが、これも地元の企業はじめ、それらを支援してくださるさまざま企業や銀行など、多くの町民の方の力の、これはおかげだなと思っておりますが。もうそろそろ、今これはですね先人が努力したことで、今、利用させていただいていると。じゃあ、我々が後世に何を残せるのか。我々がこのままでいいのか。高度に利用することは我々の責任がございますが、もうこれ以上一杯になって、どうもこうもできないなあということが、そろそろ始まつてくると思います。

佐賀漁港の場合は、あれは概成という状態でございますので、完成ではございません。だから、その岸壁をですね、もう1つ造っていただいて、現在の喫水は浅うございますので、魚の運搬船を入れるにしてもなかなかご苦労なことですね。あまりその潮の干満に気を使わずに、いつでも入港できるような条件を整えることが、佐賀の入港船を増やすということになります。

そういうことを考えたときに、この概成でこのまま置くんじゃなしに、新しい岸壁を、今のある施設のある所の東側の方へ造っていただいて。そうすると、もっと高度な活用ができるいくであろう。地域として、黒潮町としても、事業の展開が図れるであろうと思うわけです。それはどういうことかといいましたら、荷揚げ場に当然埋め立て用の土が要りますが、それは以前、それを想定して購入した大規模公園の公園駅のある所の東側にちょっと小山があって、悪いカーブがございますが。56号のカーブとしては悪いカーブです。その土をですね、その港へ持つていけば、そのまま埋め立て用の土が使えるし、取った土の後は、この地震・津波対策に向けた高台の住宅地がひとりできる、ただできる。まあなかなか、両方へいうのはこういうことやないかなと思うんですが。そのようにですね、港の整備を進めながらですね、漁船建造をですね。そうすることによって、入港船が増えてくる。そして、働く場を確保するために船を造つてですね、公設民営ですよ、この船の考え方には。

例えば、水産加工会社なんかも公設民営。菌茸も公設民営。ブロイラーほかございますが。公設民営という考え方ですね。企業がよそから来てくれらたら、もう自分の、わが町でつくるしかない。そういうところからですね、漁船を造つて、その運営はですよ、そういう船会社に任せしていくと。あるいは、そういう意欲ある人にお願いしていくとか、やり方はさまざまございますが。そういう船を造ることによって、働く場を確保していく。これは多くの町民の願うところの、働く場を何とかしてほしいという、それにこたえる黒潮町であると思いますが。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、矢野議員の漁港の整備等についての質問にお答えささせていただきます。

通告書に基づいてしゃべらせていただきます。

佐賀漁港の整備につきましては、23年度に広域事業による横浜地区の航路付け替えに伴い、東側の旧航路部の閉鎖として防波堤を30メーター新設し、東側に新規の航路を整備しました。24年度につきましては、広域事業の23年度からの繰越工事で、西防波堤の改良として90メーターのかさ上げを行い、7月に完成しています。また、ストックマネジメント事業で佐賀地区、鹿島の東側ですが。沖防波堤の消波工160メーターと、新佐賀橋左岸下流の導流堤182メーターの機能回復工事を行います。

また、25年から27年にかけまして、震災対策事業で、緊急物資の輸送や復興拠点となる防災拠点漁港として整備を行います。内容は、現荷捌き所北側に、耐震岸壁として延長80メーターを新設改良するものです。事業費としては、4億5,000万円を予定しております。

漁港の魚場整備長期計画としては、現在休止中で、前計画の残事業を行つてている状態です。

現在、漁協では23年度末より、この次期整備計画のため関係者による計画協議を行つております。内容としては、先ほど矢野議員からの計画がありましたように、カツオの活餌、ヨコワ、モジャコを含めた蓄養水面のしゅんせつ。衛生管理型市場を目指した荷捌き所の改修拡張による、臨港道路の付け替え。それと連動した伊与木川護岸の改良等で、24年度中に計画を立てて、次期整備計画に挙げていく予定をしております。

さらに、佐賀漁港は近海カツオの一本釣り漁業の拠点港でありますので、水揚げ増を図るべく活餌事業を進めているところですが、9月8日現在、カツオの水揚げ状況を見ますと、約600トン、金額にして3億4,000万円で、23年度比で150トン、金額では1億2,000万円の増となっております。原因としては、単価が好調に推移したことと、活餌事業が天候に恵まれ、例年に比べ1ヶ月以上供給できしたことや、タンク取りによる水揚げ時間の短縮等が図られたことが考えられます。これについては引き続き、町内外のカツオ船の入港促進策を実施して、地域の活性化と漁協の経営安定化を図ることで、連携して漁港の整備を進めていきたいと考えています。

それから企業の育成、就労の場の確保のための漁船建造については、住民要望の中で大きな声である雇用、就労の場の確保は大きな課題の一つであると考えています。就労の場の確保については、水産関係では町の施設として、佐賀地区に黒潮町立水産関係等共同作業場や黒潮町水産加工施設があり、現在、前者は指定管理会社による運営で従業員15名の雇用があり、後者については、5月破産によりまして経営者を公募中であります。破産前は10名程度の従業員の雇用がありました。早期に会社が決まり、従業員の雇用が確保されることを願っております。

建造につきましては、漁労技術を持った人が必要でありますので、漁協でそういう要望やニーズ、意欲ある漁業者がいるか等を調査していきたいと考えています。漁業全体が厳しいときだからこそ実施するということも考えられますが、必要な事業とも考えられます。先ほど述べました、漁協のカツオによる水揚げ増も、就労の場の確保の一つではないかと考えています。

また、企業育成の立場からは、漁船の機関換装によるエンジンリースの補助や、大型船、小型船建造の利子補給、運転資金融資の水産業経営資金等の現支援制度もありますので、さらなるときは利子補給の増額も検討し、経営安定、経営拡大のために大いに利用してほしいと考えております。

なお、県内の近海カツオ一本釣り漁船の隻数は、最盛期は100隻ほどありましたが、現在では18隻で、うち黒潮町の所属の近海カツオ漁船は9隻です。それから、カツオ一本釣りの19トンは、黒潮町で9隻ございます。

また、過去に高知県が近海カツオ漁船建造費補助事業で断念したことがあります。これは、高知県が平成16年に、伝統ある文化であるカツオ一本釣り漁業と土佐のカツオブランドが消える恐れがあることから、支援策として近海カツオ一本釣りのリース事業を計画したことがございます。同事業は、カツオ一本釣り漁船119トンですが、一本釣り漁船を新船2隻を建造し漁業者に賃貸するもので、県は2億円を補助し、事業主体が建造費の残り8億円を負担し、賃借料を返済に充てるもので、年間3,800万円で、返済期間は13年6ヶ月というものです。

この頓挫した原因としては、漁連等が事業主体を断つたことです。県内漁業全体が右肩下がりの状況で、毎年リース料が入ってくるという保障はないということや、天候、魚価の変動等による、計画どおりに水揚げが上がらないというものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

漁船建造につきましては、答弁があつたように市場で働く人とか、それから燃料、食料、地元で仕入れていくということがございますので、波及効果が大きいという面で、働く場の確保につながりやすいと、つながると、そういうことを訴えておるわけでございます。

それから、町内に町管理の港もございますが、割合こう広く使える状態。まあ言うたら、白地が割合広い

所がございますので、イワシをですね、そこ、いけすを入れて造って、そこにイワシを飼えば、また田野浦の方では、そういうイワシを取る技術もございますし、それらをこう一体的なものとして、まあ上川口は避難港でございますが、町内そういうものを1回見直していけばですね、1つ船を造ることによる波及効果は大変大きなものがあると、こんなふうに考えるわけでございますので、ぜひこれはですね、より期待を持っておりますので積極的な調査などをですね、していただくようにお願いしたいわけです。

それから昭和40年ごろには、旧佐賀町においても漁船を造って貸しておりましたからね、漁業者育成、漁船漁業育成のために。そういうこともございます。それから、県がやろうとしておった業船建造の件についても、さまざまな課題があったようでございますが、その課題があるからやめるではいかんがですよ。そこを何とかというような考え方で、どうしたら課題を乗り越えることができるのか。ここが、私は企業が育つ、育たんの分かれ目になると思いますので、そこを何とかというような形でですね取り組んでいただきたいと思います。

それはそういう私の願望を述べたわけでございますので、答弁はいただくわけではございません。

あとですね、この4番、鳥獣被害対策について質問致しますが。

鳥獣被害対策実施隊を組織し、住民の生命財産を守るか問いますと。

私は以前、もう数年前からですね、鳥獣保護ではもう限界がありますので、人間保護法を作つてもらわなければませんねということを、この場でも発言させていただきました。そういう声が届いたかどうか、私も最近気が付いたところがございますので。

鳥獣被害防止特別措置法というものが、これ20年に、これ改正ですかね。で、その中にですね、私は討伐隊がこら要るなあということで言っておったんですけど。ここでは討伐隊という名は出づに、鳥獣被害対策実施隊ですね。そういうものを法の中に位置付けしていただいております。基本は、この自然の中に生きておる、人間もその中に生きておるわけでございますので、鳥獣だけ悪者にいうわけにもいきません。彼らをそこへ追い込んだ人間にも責任があるということは、重々分かりながらの質問をしておるわけですが。高齢になられた方が、山奥で生活必死でされよう中で、作物を作つてやれやれ収穫できるかなと思った途端に、行ってみたら荒らされて何にもなくなつておると。これは本当に大変なことで、意欲そのものが、何かをしようという意欲が奪われてしまいますので、これは何とかできないかなと思いまして、しつこくここで質問を重ねております。

ここでおいでの方、皆、給料を頂いておる方ですわね。だから、役場で一生懸命働けば給料が頂けるという世界でございますが。農家含めて多くの町民はですね、それぞれ自分で何かを作り、特に一次産業は自分で何かを作り、それを換金し、生活しておると。こここのところをしっかりご認識いただきたいと思うわけです。だからそういう方が、一夜にしてごっそりやられるということは、これはもうなかなか難儀な話でございますので。そこを基本に置いて、お答えをいただきたいわけでございます。

この24年度からそういう制度ができるおるんですが、この法の中には見ますとですね、隊員の報酬や公務災害保障措置をですね、条例で定めることと。市町村長が隊員を任命または指名すると。そういう手続きが必要でございますよと。そして、その実施隊員の方への優遇措置としては、狩猟税の軽減、公務災害の適用、活動経費に対する特別交付税措置。いいですか、あの特交があるんですよ、これ、やれば。市町村に対して。で、ライフル銃の所持許可の特例などの優遇措置がある。実施隊への重点支援として支援措置は、補助金の補助率が従来2分の1であったものが定額へかさ上げされると。交付金の優先配分。それからソフト予算の増額、これ、ちょっと中身がよう勉強不足なんですが。などの鳥獣被害防止対策交付金による重点支援が行われることになっていると、なっているということです。

それでですね、実施隊設置の懸念とその対策なんですが。市町村の中には次のような懸念を持つ所もあるが、それぞれ対応が可能である。1番目として、隊員の人選調整が面倒ではないか、いうときはこれは獣友会全員

を対象にして隊員になっていただくと。財政負担が増えるというもんについてはよね、隊員の報酬額を抑えて、追加的な財政負担を抑制することが可能とか。まあ、ちょっと報酬を抑えてというがあんまり嬉しくないですが。そういういったことでいろんな取り決めもございますが、やっておると。ほんで、全国では300ぐらいですか、こういう駆除するための実施隊というのは。

さらにですね、これは地球温暖化対策税に対する決議いうものができて、政府へ申し入れしてもらいますが、やっぱりそういう山の手入れし、併せて、自然環境守りましょうというようなことも同時にですね、やっていくという機運が盛り上がっておるわけでございますね。

あとですね、調べましたら条例化しておる自治体いうのが数々ございますが、現在ある町の制度いうのは一応財政的な支援を設けていただいておりますので、狩猟されておる方からは感謝の言葉をお聞きしております。

この24年度鳥獣被害防止総合対策交付金配分額というものが、これ全国のデータがここにあるわけですが、高知県が5,567万。残念なことにですね香川県に負けちやうがですね。香川県は7,094万円なんですよ。香川県の面積というのは、ご承知のように旧幡多郡よりは狭い。のに、そういう鳥獣被害対策についての予算というのは高知県全体で香川県より少ない状態ですので、こらあたりはですね、私はもう少しさまざまなことを調べていただいて、協力していただける方がですね、もっと協力しやすいような体制を取っていただけるということを願っております。

特に、これは高知新聞へ出たんですね、自治体職員をハンターにとかいうて。これはですね新聞記事でございますので、これが中身は分かりません。分かりませんが、どこともこれについては悩んでおるという実体でございますので、ぜひですね、この町の積極的な取り組みを期待しておりますが、いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、有害鳥獣被害対策についてお答えします。

町内の鳥獣被害につきましては、年々拡大して大変苦慮しているところです。県内で農林水産被害額が23年度において20年度比約8千万円の増で、イノシシの捕獲は4,700頭の増となっております。町内においても170頭の増で、23年度は440頭を捕獲しております。水稻、イモ、果樹等が被害に遭っています。

黒潮町では、鳥獣被害防止計画を23年度より3カ年計画で作成し、被害防止の取り組み方針や、被害防止対策、捕獲体制を決めています。イノシシの捕獲については、23年度捕獲は440頭でしたが、計画では350頭でしたので、大きく上回っています。被害拡大が顕著となっております。23年度より、狩猟免許の新規更新の方に対して、全額または定額の補助をして、対策の一つとしています。24年度においては、捕獲奨励金約300万円を予算化し、イノシシ500頭、ハクビシン30頭、シカ30頭、カラス50羽、サル1頭を計画しています。さらに、従来からの捕獲檻も昨年度7基より30基とし、防護柵についても金網、電気柵、トタン、網で、約30キロ分を予算化しています。

議員、質問の鳥獣被害対策実施隊については、鳥獣被害防止特措法に基づき、捕獲、防護柵の設置といった実践活動に伴う鳥獣被害対策実施隊を設置できることになっています。実施隊につきましては、先ほど議員がおっしゃったことと以下重複することがあろうかと思いますけど、市町村長が市町村の職員のうちから指名する者、また、被害防止対策等の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから、市町村長が任命する者、この2点となっております。そのほか、報酬や公務災害補償、措置を条例で定めることとなっております。

優遇措置としては、狩猟税の軽減、それから先ほど言いました、特別交付税の措置の交付ということで、活動経費に対して8割が交付されます。

民間人の場合、非常勤公務員となり公務災害が適応となる。ライフル銃の所持許可の特例があるということ。重点支援としては、先ほど言いました定額へのかさ上げ、交付金の優先配分、それからソフト予算の増として、生息調査とか地域のリーダーの研修費等が含まれております。

また、設置の課題として考えるところでは、先ほど言いました人選の調整や免許の取得や銃の購入費の補助、それから銃の保管場所、条例の制定等が考えられます。

高知県内では、香美市のみがこの実施隊を設置しており、市職員3名、銃が1名、わなが3名の免許で持つておらず、民間人はいないということです。市職員以外は困難なようで、民間人を入れる予定は今のところないようです。銃は事故が起こる可能性から、罠に限って行っているとのことです。職員が直接駆除等に当たることはなく、小さな箱穴を貸し出し、設置する際に免許を持っている職員が行っているようです。

以上述べてまいりましたが、実施隊が設置されている所では交付金が優先配分されており、なぜ高知県では設置されないのか等、他町村の動向も踏まえ、関係者、関係機関等で協議検討していきたいと思っております。

なお、町内の狩猟免許所持者は、23年度で銃が74名、わなが57名、計131名です。このうち、有害鳥獣の狩猟に携わっている方が93名います。

先ほど矢野議員が交付金の状況、全国的なことを述べましたが、四国内を見ますと、設置隊の設立ですが香川は2件、徳島は12件、愛媛県はゼロ、高知は1件ということです。一番大きい北海道が67ですか、交付金としては11億5,000万くらいの交付金が入っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それではですね、さまざまな被害とか状況がお答えいただいたわけでございます。

結局は、要は何かしようと思えば、条例が必要なんですね、これ。条例。これやるにしてもいろんな問題もあって、一遍にできるわけもございませんけれども。まず、条例がないことには前へ進まないということがこの法の中にはありますので。

町長、これ条例は提案されますかね。特交でもこれだけ優先配分するということになっておりますので、求められるのは条例化しないとですね、駄目なことなんですよ。多分、マンパワーとかいうお話もございますが、これは何も職員がすべてやらないかんということじゃなしに、嘱託とかほかの、または手法があるかないか。

私は、条例化することを前提にですね、取り組んでいただくことを期待して、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回の一般質問でご質問していただいて、初めて認識した制度でございました。まだまだ勉強不足でございます。

鳥獣害対策につきましては、あらゆる施策を講じていかなければならぬと考えておるところございます。これも含めまして、あらゆる施策を再検討させていただきたいと、そのように考えるところでございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

これで終わります。

議長（山本久夫君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13時10分まで休憩します。

休憩 11時 38分

再開 13時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、藤本岩義君。

9番（藤本岩義君）

それでは一般質問をさせていただきます。

せんだって8月末に、10メートルメッシュといいますか、津波予測浸水高と被害想定が公表されたところですが、詳細がよく分かりません。住民は自分の生活している所の、どれぐらい浸水高とかいう情報を望んでおります。

9月1日の高知新聞によりますと、町長は住民に過度の不安を与えないよう、情報は迅速にと幹部に指示したとあります。黒潮町は宿毛市や大月町とともに、人が流される1メートルの津波が8分で到達するとニュースでも流されておりました。詳細なデーターを住民に整理し、お知らせする考えはありますでしょうか。なおかつ、それも迅速にということでございます。するとすれば、その時期はいつごろを予定されておるでしょうか。

まあ先ほどの高知新聞によりますと、県下の市町村でも内容を精査し、住民に必要な情報を選択し、報告する。芸西村など。地区ごとに分割し、見やすく加工したマップを作る。香南市。県想定を基に独自にシミュレーションをした災害予想図を作る。中土佐町。など、載っておりました。

また、各市町村で浸水高が、今度10メートルメッシュで高くなった所もあるようですが、黒潮町ではありませんが、実際、前回の時より高くなった場所はあるのでしょうか。

その付近について教えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の一般質問、震災対策について、通告書に基づいてお答え致します。

まず、カッコ1の方ですけれど。10メーターメッシュの発表された細かいところがよく分からない、整理して住民に知らせる考えはあるかというご質問ですが。この9月議会がですね終了次第、日程調整の上、町内の14の消防団管区ごとにですね、町長を筆頭にそれぞれの地域担当職員、それから情報防災課の方で直ちに説明にお伺いしたいと思っております。その節には、どうかご協力よろしくお願いします。

なお、今回の8月29日の第二次の報告で、浸水が深くなった所、高くなつた所がないかというご質問ですけれど。前段に副町長の方で報告しましたとおり、全体的に浸水深の方は前回とそう変わらないということでございますけれど、少しですね、10メーターメッシュになった関係で、河川沿い、蛎瀬川沿い、それから湊川、そして蟻川の河川沿いにですね、若干遡上区域が深くなつておると申しますか、そういう状況でございます。

なお、一番当初心配しました伊与木川の方は、藤縄から上の方には遡上が確認できず、前回の状況と同じと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、分かりました。議会が終わり次第、そういう計画で行っていただけるということで。

まあ住民の方はですね、10メートルメッシュは出たものの、前回、地域担当制のときも、50メートルメッシュなので分からぬという回答もぼつぼつ、鈴地区らでもありました。実際に避難場所が高い所でしたけども、津波は来る、浸水するということになっておったようですが。その付近も整理をしていただいて、きちんと住民の方に教えていただく。やっぱり知っていたらどうかということが一番の避難対策であろうと思いますので、その付近を十分検討された上で、町民にお知らせしていただく。

それからできるだけ、もう発表があったらですね、ある程度、町には先に情報が入ってきておったと思いますので、その付近を対応しながら、できるだけ早いうちにまあ知らせていく。その知らせ方もですね、今おっしゃられた、地域に回っていくということも当然、一番大事なことであろうと思いますが、前回も議員協議会の方でしたけど、話したと思うんですが、せっかくケーブルテレビもございますので、できたらそういう発表が後のコメントなものはですね、町長がニュースの欄というか、黒潮からお知らせというところでですね、やはりテレビに向かってお知らせをする。町の今回の10メートルメッシュを受けてということぐらいのですね、お話を聞いていただくと。あるいは、防災情報課長の話でもいいと思うんですが。できれば町長の方にですね、その付近を整理していただいて、テレビの方に出ていただいて、そこで話を聞いていただくと。これも一つの住民に教えていくと。細かいことについては、また後日伺うというような話をすればですね、住民の方もそこまで待つということになろうかと思いますが。

今後、県の今度、その10メートルメッシュのもつと細かいのが出てくるようですが、それを受けたときにですね、そういう方法でやっていただけるのかどうか。

それを町長の方にちょっとお伺いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

自主放送を使った情報伝達は有効な手段であると考えます。積極的に利用させていただきたいと思います。

また、なお、ご加入されていない方も相当数おられますので、そちらにつきましては、自主放送で流したからすべて情報伝達を行ったといった認識には若干立ってはならないと、そのように考えているところでござります。

基本はやはりお伺いをして、口頭で説明をさしていただくというのが一番不安払しょくができるのではないかと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、ぜひですね、できるだけ最初に高知新に書いたように、情報は迅速にできるだけやっていただくという方法と、それからきめ細かい情報をですね、地域の方に訪問することによって、住民に知らせてほしいと、

そんなに思いますので、今後ともその付近を注意しながらやってほしいと思います。

続いて、中山間地域の対策についてですが。

私は、津波襲来後の救難救助にはヘリが、活動が一番早く行えると思います。また高知県にも、8月の高知新聞では防災ヘリが2基体制になるということも聞いております。黒潮町のヘリポートは、黒潮町地域防災計画資料編の25ページ14、災害対策用ヘリポートには21カ所のヘリポートが記載されていますが、そのうち12カ所は津波浸水区域あります。の中でも、中山間は5カ所。しかも、すべて小学校や旧小学校の校庭です。震度7では、中山間の山は茶色くなるほど崩壊があるとの、先の防災講演会でも言われていますので、中山間は至る所で山津波といいますか、崖崩れ等で崩壊し、孤立集落が発生することが容易に想像できます。

また、先日のNHKスペシャルでも、幡多郡は深層崩壊が起きやすいといわれておりました。中央防災会議でも有効とされておる孤立化が予想される中間地域の防災対策の一つとして、ヘリポートが有効と考えられます。増設整備等の対策は考えておられるのでしょうか。地震以外の救助にも、ドクターへリ等の発着陸ができますので非常に便利だと思いますし、過疎計画の中身を見てみると、平成24年から平成27年に約4,000万の計画もされておりましたので、その付近を教えていただきたいと思います。

2004年の平成16年新潟県中越地震では、旧山古志村などの61集落が孤立し、ヘリによる全村級な避難といいますか、それが行われたのも記憶に新しいと思います。また大屋敷では、せんだってのテレビを見てみると、自衛隊が発着陸の訓練をしたようですが、他の現存しているヘリポートで発着陸の訓練や、関係機関による風域といいますか、ヘリコプターがそういう災害時に進入し、また飛び立つことのできる空域の確保等の調査はできているのでしょうか。ただ指定しただけではですね、ヘリは下りてこれませんし、電線とかそういう部分の空域の調査がきちんとされておるべきであろうと思います。

次に、中山間の孤立地区の通信手段として、地上に表記は原始的であるが有効な通信手段であるので、記載方法を整理して自主防の訓練に活用してはと、昨年12月議会で質問したところ、本当に有効な方法であるので、黒潮町だけでなく、県内で協議をしたいと答弁がありましたが、どこまで協議が進んでおるのでしょうか。

これも中央防災会議の資料を見てみると、孤立集落対策についてという中に、静岡県の取り組み等が紹介されています。参考にすれば高知県に合った取り組みもできると思いますし、また日高村では、9月2日に訓練がされておったと新聞の方にも報道されておりました。

これは、なぜこんなことを言うかといいますと、特に山間部はですね、ケーブルテレビも入ってますけども、電柱とかそんなものが倒れますと通信手段がございません。そうしますと、上空からヘリが災害などを見ておるときにですね、そのメッセージを送る手段がなくなると。携帯も使えなくなりますと、そういうことが起きてきますので、それの対策。お金も掛かるわけではなくてですね、どうしても高知県下でまとまらなければ、先に黒潮町がですね、そういう中山間での自主防での訓練にそういう統一したものをやっておけばですね、非常に有効であると思いますので、併せてお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、続いて藤本議員のご質問、中山間地域の対策についてお答え致します。

この質問は2ついただいておったわけですけど、1つが、孤立化が予想される中山間地域の震災対策の一つとしてヘリポート設置が有効と考えられるが、対応策は考えておるかということと、中山間、孤立の地域の通信手段についてどこまで進んでいるかというふうな2つの点のご質問が一括ありましたので、私の方もそれについて一括して回答させていただきたいと思います。

まず、ヘリポートの設置の対応策でございますけれど。議員おっしゃられたように、現在、黒潮町の地域防災計画の中には、航空法第81条の2の適用を受けて、災害活動等に離着陸できる緊急離発着場として21カ所の指定を行っています。旧北郷小学校グラウンドでは、今年の6月にはヘリコプターを使った輸送訓練を実施して、北郷から竹屋敷の方まで輸送を行っております。また、高知県の消防航空隊ではですね、黒潮町内に先ほどの防災計画の場所とダブるとこが多いんですけど、15カ所をヘリポートとして指定を行っております。防災計画の中でこの載ってない部分で、この高知県の消防航空隊が指定している所がですね、佐賀の大規模公園の東公園、それから、大方地域の方では旧白田川中学校の所も、高知県の消防航空隊としては指定をしていただいております。

それぞれの緊急のヘリポートですけれど、空域のご心配を議員されておりましたけれど、この空域の調査につきましては、2010年、2年ほど前になりますけれど2010年に8カ所の、空域については、県の消防航空隊の方にご協力いただいて実施しております。

それから、中山間地域の孤立の場合の通信手段につきましてですけれど。この件につきましては昨年の12月の議会で議員からご質問があつて、それに対して町の方からですね、県の方と一緒に考えた方がいいので、県の方に協議をしていきたいというふうなご回答をしておりましたけれど。現在、高知県の方では、津波からの避難方法の選択にかんするガイドライン、それから、津波に負けない地域を作るための指針の策定の方を、喫緊の課題として取りまとめております。

それから、津波の避難看板のデザインの統一について、急いで協議を進めておるところでございますけれど、この上空からのヘリコプターのサインの統一のところまではですね、議論が至っておりません。

今後もですね、町の方は機会を見つけて、県の方にはそのご提言はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

消防防災ヘリというかドクターヘリが、その追加の話の2カ所に、普段日ごろには救急車も含めて行って、そこで下りられておるというのは承知しています。その部分は、先ほど言った計画の中には入ってなかつたと思いますが。

ただ、今、私言るのはその孤立化したときに方法がないんですよね。車で行くとかいうこともできんし、バイクで行くことも多分できなくなる所がたくさん出てこようと思います。あのNHKスペシャルでもやりよったように、特にこの深層崩壊が起きる可能性のある土質だそうです、幡多地域は。そうなりますと、土量が相当多くですね、すっとそこを通れるようにすることはまず不可能じゃと思います。そうしたときに、けが人などが、家の下敷きになってけが人などが出ておることを連絡する方法も多分ないんではないかなと、それぐらいの災害が起きたときに。だから、そうすると近くにヘリポートがあればですね、そこまで何とかけが人を連れていけば、そこで助かる者が助かるということになってくると思います。

今、黒潮町はその海岸のですね、避難道、これを重点的にやりようことは十分承知しますが。過疎計画の中にも、平成24年の中からということに載ってますが。その付近は今後も考えて、それが遅れることはまあ仕方がないとしても、やっぱり長期的にやっぱり考えていくべきであろうと思いますし。

それから通信手段のことですが、ここに静岡県の事例が、中央防災会議の資料を取り寄せたらありますけども。まあ、そんなに難しい問題じゃなくてですね、もし県と協議が遅れるようでしたらですね、黒潮町が率先して、例えば、集落の番号をまず書くとか、その下にけが人が何人おるとかいう付近のですね、情報を上空に

与える方法ぐらいは、ここに資料もありますし、多分そこの静岡県の方に聞けばですね、できると思います。ここは静岡県の場合には、救援要請シートということで、黄色いシートにいろんな数字とかで分かるようにしておるようです。これはもう既に、静岡県では昭和59年に610集落に配布を既にしておるようです。610集落に。だからこの付近問い合わせばですね、その資料もデーターも入ってきますので、それを基に黒潮町が、こういうシートにするのか、地上に書くのかというぐらいのことは、それほどお金の要る話でも何でもないがです。その付近を決めていただいて、逆にその航空隊の方にですね、こういうふうに黒潮町の場合には計画してますというぐらい言うておいたら、明日、もしこういうことが起きたとしてもですね、その付近は対応できるがやないかな。それが高知県の基準にもなっていくと思いますし、それほど役はかからんと思いますし、ほかの仕事しておってもですね、これぐらいの程度はできるがじやないかなと思いますが。

ヘリポートの計画的には、いつごろにこう計画されていくのか。それから、今の表記のことについては、やる気があつてやればですね、そんなに役は掛からないと思いますし、先進事例もありますので、そこから取り寄せるなりしていただければ分かるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の2つのご質問にお答えしたいと思います。

1つはヘリポートについて、今後いつごろをめどに増設を含めた整備を進めるのか。もう1つは、上空への情報の伝達方法についてどういうふうな取り組みをするかということでございますけれど。

まず1点目の、ヘリポートのことにつきましては、今後、地域防災計画を整備する見直しをしていくわけですけれど、その中で再度、議員のご質問も踏まえて、十分に検討をしてまいりたいと思います。

それからもう1点目、上空への新サインの伝達のことですけれど。県の方の協議は、県の方の都合もございますけれど、当面町の方でできることとして検討をしたいのはですね、9月2日にも防災訓練をやったわけですけれど、そのときに各自主防の中で、独自の訓練計画を作っていました。そのときのサンプルというか例となつたのがですね、この自主防災訓練メニューというものでございます。今、議員がおっしゃられた上空へのサインの伝達についても、このメニューに追加してですね、各地域の防災訓練のメニューの中で実施できるように整備を進めてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、中山間の部分は今のところメインに入ってないとは思うんですけども。中山間じゃなくてもですね、そのヘリポートが何カ所かあれば、先ほど言いましたように平常時といいますか、そういうときでもドクターヘリがですね離着陸できるようになれば、助かる命も助かる可能性が出てくると思いますので、この付近は十分検討されてですね、早めに対応してほしいと願っています。

特に今、先ほど言いましたように、中山間のそのヘリポートというのは、現在の学校を使ってるんですね。小学校とかそこら付近指定してますので、そこに授業しゆうときですね、ドクターヘリも多分下りれんと思ひます。それで、中山間の方で起きた事故等についても、現在は一番使われておるのが、東公園に下りると。そこに救急車が運んでいくということになっておるようです。そこにも通常下りればですね、早い対応がちょっとでも、救急車でいくら走っても、佐賀の公園まで拳ノ川から走つていけばですね、やっぱり10分近くかかると思いますので。その付近が、救急車を待つておる、その救助を待つておる人から見れば、それはものす

ごく長く感じられると思いますので、その付近をですね、やはり早めに検討していただくと。1つでも2つでも早めに作っていただくという方向を、今度の計画の中にはめていただきたいと思います。時期的にもやはりある程度明示すべきだろうと思ってますので、その付近は協議の中で検討していただきたいと思います。

それから通信手段については、先ほど言いました静岡あたりのを参考にしながら作っていただいたら、そのことを逆に、津波が来る一番高い黒潮町からですね、そういう発信もしていただいたらと思いますので、ぜひ検討されるということで、よろしく頼みます。

次に、町道の橋りょう、特に迂回路のない町道橋りょうの耐震化計画はどのようにになっているかということです。

ホームページをちょっと見てみると、黒潮町が管理している橋りょうは全247橋ということですが、そのうち、崩壊すると集落が孤立化が予想されておる橋りょうはどれぐらいあるのでしょうか。

あるとすれば、対応策の計画をする必要があると思いますが、今後の計画はどのようにになっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは藤本議員の一般質問、町道の橋りょう、特に迂回路のない町道橋りょうの耐震化はどのようにになっているかという点についてお答えを致します。

議員もおっしゃられました、町内の町道橋につきましては、一定現況調査、点検を行いまして、ホームページにも公表しているところでございます。そして、この点検調査の目的といいますのは、橋りょう長寿命化修繕計画というものを作らなければならず、その前段として点検を行ったものでございます。この橋りょう長寿命化修繕計画というのは、地方公共団体が管理する今後老朽化する橋りょうの増大に対応するため、従来の、悪くなつてから修繕するという事後的な管理から、今後は損傷が小さいうちに修繕して、計画的な予防を行つて、長寿命化を図っていく管理というふうに移行していく、修繕や架け替えに係る費用を削減していくたい、そのような考え方から始まったものでございます。

実は、平成23年度にこの調査を完了してございまして、計画では今年度、その修繕計画を策定する計画でございましたけれども、今年度の交付金の配分が非常に逼迫（ひっぱく）しております、また、緊急に整備をしなければならない町道改良等もございまして、実は、この長寿命化修繕計画の策定については1年間保留していたというのが実情でございます。しかしながら、この策定業務は保存しながらも、点検結果を得まして早急に対応しなければならない橋も幾つかございまして、22年度の調査結果で、佐賀地区の小黒ノ川橋や、町道荷稻駅前西線の押川橋などの修繕をやった所が記憶に新しいところでございます。

そして、議員のご質問の、迂回路のない町道橋りょうの耐震化はどのようにになっているかという点についてでございますけれども、この橋りょう長寿命化修繕計画というものを来年度がもう期限になってまして、作らなければならない、そういういた喫緊の課題がございます。それぞれの道路橋の健全度の把握とか、日常的な維持管理にかかる基本的な方針を決めて、この計画は作ってまいりますけれども、その修繕の内容や時期、または架け替えの時期などを決定していくことになります。この対象となる橋りょうの選定に当たっては、今後発表される津波浸水域の浸水深、それから防災上重要な路線の橋なのか、あるいは議員のおっしゃる、集落が孤立する恐れのある路線なのかどうかも含めて、学識経験者からの意見徵収も必要でございまして、今後の防災計画や周辺の社会資本整備計画とも調整しながら、修繕計画を策定する必要にございます。

従いまして、こうした一連の調整業務を行う中で、新たに耐震化の必要が出てきましたら、耐震計画を作成

するということになります。

なお、平成7年の阪神淡路大震災の後、改正された耐震基準を満たしている橋りょうは、町内に17橋ございます。そして、孤立化する集落に通じる橋がどのようになっているかというところは、現在まだ把握しておりません。ホームページで公表している調査結果につきましても、紙ベースが基本でございまして、それが25年度においてデータベースに入れて、いろんな先進事例に照らし合わせてどういった改修をしていくかと、そういったことを25年度に計画している段階でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

25年度にそういう計画をしていくということでございますが。ぜひですね、そのときに、今言いよう集落の孤立化する所の部分、特に急がれる所の部分ですね、やはり橋りょうの今の検査では、歩いて良とされておってもですね、おっても耐震化から見ると非常に悪い場合があると思います。特にその中で良いものであっても耐震化に問題があるとすれば、孤立化の所をやはり優先していくとかですね、悪いから直すんじゃなくて、その孤立化を防ぐために直していくということをやはり重点に考えていただきて、計画してほしいと思っておりますが。

その付近はできるがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

先ほど来、藤本議員もよく例に出される静岡の場合、私も一度見させていただいているんですけども。耐震化というのは主に橋脚、ピアを補強しまして、落橋を防ぐといったことが主な耐震化計画に当たります。従いまして、ピアのない、橋脚のない橋、単径間とか言います。大地から大地に架かる橋でございますけれども。この橋については耐震化から外れていくといったことがあります。そして、平成8年以降に架け替えられた橋については、これも耐震化から外れていきます。

そういうことも含めまして、地域の実情、また橋の置かれている状況を見ながら計画を立てていこうかと、そのようなことになると思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、その付近を十分検討していただきて、震度7の地震がきたときに、あら、もう逃げるところがない、橋がないということのないように。まあ1、力所については2力所ぐらいの橋があったり、2力所あれば、そのうちの1つぐらいは耐震化にしていただくとかですね、そういう方法を考えていかないと、中山間の付近ではその集合場所にも行けないということが起きてくると思いますので、その付近を十分検討しながらやっていただくと。

平成21年度に孤立化の集落も、数字を確か國の方へ出しておるだろうと思います。その前は平成17年の調査だと思いますが。高知県の中に800いくらぐらい孤立化集落があると思います。これはもう増えてきておるがです。というのは、高齢者ばかりになってきて孤立化しやすいというところで増えてきておるようですが。その付近も町独自に、やっぱり防災の方も含めてですね、調査をしていただきながら、その計画の中にその橋の

対策をはめていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。特に、中山間の救済については道とか、それから先ほど言ったヘリとかが一番重要なポイントになろうかと思いますので、お願ひします。

続いて、トリアージのことについてお伺いします。

黒タグというのはご存じだらと思うんですが、これがトリアージのタグです。黒から緑まであるがですよね。ちょっとこれ借りてきましたけども。

災害時等において、現存する限られた医療資源、医療スタッフ、医療薬品等を最大限に活用して、救助可能な傷病者を確実に救い、可能な限り多数の傷病者治療を行うためには、傷病者の傷病の緊急性や重要度において治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って、患者輸送や病院の選定、治療の実施を行うことが大切です。多数の傷病者が一度に発生する特殊な状況下において、現存する限られた医療資源の中で、まず助かる可能性、傷病者を救命し、社会復帰へと結びつけることにトリアージ、つまり症例判定の意義があると言われています。

トリアージは最大効率を得るために、直接治療に関与しない医療従事者が行うとされており、可能な限り、何回も繰り返し訓練をすることが必要とされています。黒潮町も3医療施設があると思いますが、そのうち2つは浸水区域となっています。隣の町も応援に来れる状態じゃない中で、その任に当たる人材は保健師や看護師であると思います。合併後、県の主催であったと思いますが、一度黒潮町で訓練がありました。担当課は補助的役割の計画をして、トリアージには参加をしませんでした。その後、このトリアージのタグというのは購入されたようですが、先に言いましたように、何回も訓練をしないと判断に時間がかかり、救える命も救えなくなります。トリアージに要する時間は、傷病者の病状とかけがの具合とか程度にもよりますが、およそ一人当たり数十秒から数分で終わらせる必要があると言われております。私は、人材の少ない黒潮町ではまず町職員の保健師や看護師に研修訓練を行っていただく必要があると考えますが、黒潮町のトリアージの訓練はどのように計画され、実施されておるでしょうか。

先にも、こないだの防災訓練にも、土佐市では9月2日にこの訓練をされておるようです。

現在、どの部署でもマンパワー不足は承知しておりますが、必ず来るといわれている震災が来て、避難所に大量の負傷者が運び込まれ、県下全域がその状態であるとき、町外からの助けはすぐに来ないと思います。そのとき、負傷者の搬送等の順番などは誰がするのでしょうか。救急隊だけではさばききれないときは、医療従事の資格を持つ保健師や看護師しかいないと思います。極限のときに誰に指示することになるんでしょうか。

その付近も併せて重要性もあると思いますので、どういう計画で実施され、今後もされていくのか、お伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

まず通告書に基づき、藤本議員の一般質問、震災対策についてのうち4、まずはトリアージの訓練はどのように計画され実施されているかについての通告書にかんする回答のみさしていただきます。

トリアージ等の医療救護訓練については、平成20年の8月31日に行なった、黒潮町防災訓練の後に高知県災害医療対策懇多支部会議が主催して行った、トリアージ訓練を行なった経過があります。そのトリアージ訓練は、災害医療チームがトリアージを行い、議員がお話をのように、町からの参加者は受付班や搬送班などに分かれて、トリアージ実施者の補助をすることで訓練を行なっています。

また、本年6月10日には、宿毛市において高知県総合防災訓練が実施され、黒潮町では保健師、事務職員の計5名が参加し、トリアージの訓練を行なっています。

次のことが、まず議員がご指摘のような状態も想定しなければならないことも考えられると思いますが、トリアージ等の医療救護計画については、高知県災害時医療救護計画で大震災等も想定して、平成24年3月に改定されております。県下の市町村にとって、災害時の医療救護の指針となり、本町においても、この計画に基づき検討すべきものであると考えております。この高知県が策定した同計画において、トリアージの実施者は救急隊員、医師、看護師等と記載されており、町職員では拳の川診療所の医師および看護師、ならびに看護師の資格を持つ保健師がその有資格者となるものと考えられます。しかしながら同計画書によると、トリアージ実施者はトリアージについての訓練を積み、強い判断力を有する者でなければならないとされており、また、医療機関等においても、より豊富な経験と知識を備え、かつ判断力、指導力を有する意思を事前に実施責任者として定めておかなければないと記載されております。また、学校等に設置する医療救護床での市町村の職員の業務については、傷病者などの各種名簿の作成、医療用品等のリスト、残数の確認などを行い、情報の提供や必要な援助を要請することと書かれております。

このため、現段階では高知県などが実施するトリアージ訓練や医療救護訓練などに積極的に参加し、知識や経験を深めるとともに、トリアージ実施者としての学習やトレーニング等について高知県災害医療対策会議とも協議しながら進めていき、体制が整った時点で、トリアージ等の訓練が実施できるよう検討していくたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

想像どおり、やはり今までトリアージの分についてはやってなかったということです。

この津波も地震も、いつ起こるか分かりませんし、実際のこの地震じゃなくてもですね、例えばここに飛行機が落ちてくるとかのような、まあ確率的にはないかも分からんけれども、急行列車にたくさん乗ってる方が、この前で転覆したとかいうときには、その知識というのは非常に役立ちますし、順番に、もう一番素早いのはもう息が止まっておれば、息も心臓も何も止まっておれば黒になるし、軽い人はこらえていただくということになります。一番そのパニック状態のときに、一番その早うせよというのは、この緑とか黄色の人が一番早う病院へ連れていくことを言うと思います。そのときに、担当しておる者はパニックにならんように、やっぱりこの順番を付ける必要があります。それはもう訓練しかないと言われています。これは何回も何回も訓練するしかなくてですね、その中でやっていくと。この中に名前とかですね、一番上に名前とかそういうものを書いていくところに、これは、今度次はトリアージの補助者として、何言いますか、保険とかそういうものを扱いよう方たちがやっぱり研修しておくということも大事だろうと思います。ぜひその付近をですね、これは今、佐賀にせん、大方にせん、あるようです。あんたの方へも尋ねたときに、どこへ置いちようろうということでしたけども。やはりその付近は、緊急のときはそんなこと言いよれませんので、何か避難場所の水に浸からんとこへ置いておったようです。それはその方が正解だと思うんですが。やはりその訓練をしてなかつたらですね、これも何にも役に立ちません。その訓練をしてなかつたらですね、ああ、どうしようどうしようとすることになると、そこがまたパニックになります。DMATの活動が始まるまで待つかいうことも、それもできないと思うですよ。極限の状態でおるときに、そこに、町長がおれば町長だろうと思うんですが、副町長、課長がおるときに、もうそのときにせないかんのは、好むと好まずとかかわらず医療従事者といいますか、サブ的な医療従事者になる保健師や看護師に指示をせんと、その現場というのは持たないと思うんですよ。県の防災計画によそから来るということになってますし、なっちょうけど、高知県下が全部一緒ですから、そんなと

きにはこんな黒潮町の所までですね、すぐに来ないがですよね。もうその瞬間的なときの判断をしていくというのは、訓練をしちゅうしかないのです。ぜひ訓練計画については、今言われた協議会やそういう組織の中ですね、やっぱり何回も何回も、機会あるごとにやっていただくと。町のその防災訓練のときもですね、そういう機会にもそれをしていくというのが大事だろうと。県下でもばつばつやられておる町村があるようですが、先ほども言いましたように、土佐市では9月2日にその付近を、これは医療機関と併せてだろうと思うんですが。やっておるということを聞いてます。これはこんなもんを付けられるとは誰もが思うてないがですけど、やはりそのことによって、緊急度の高い方が先に治療を受けるということの判断はせないかんと思いますし、どれぐらいの形で今から先やっていくかということです。

次の防災訓練あたりに、ひとつやってみる考え方がありますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

次の防災訓練でやってみる考え方があるかというご質問ですが。先ほどもご説明しましたとおり、トリアージにかんする学習や訓練をやった後でないと、なかなかできないものと考えております。よって、早急な黒潮町独自の訓練実施は困難であると考えております。先ほどもご説明しましたとおり、当面は県の訓練等に参加する形で、知識や経験を深めた後、体制が整いましたら、ぜひとも黒潮町で実施したいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今言われたことはよく分かりますし、当然学習してからということもありますが。私はもう、これは慣れるしかありませんので、学習をしながら、これは今のところこれを間違うてやったとしてもですね、問題はないですよ。その研修会とかでも学習することは大いに結構やし、しれもらわないかんがです。してもらわなかんがですが、そのちょうど1年向こうですので、1年間の間に学習したことを、初心者でもですね、車の若葉マーク付けて車乗りますので、そういう形で演習せんとですね、いつまでたってもできないと思いまし、その必要性があるとすればですね、早めにやっぱりそういう訓練のときにやっておく。回数を重ねることが大事だということですので。ただその訓練が終わってまだできんちよな話じゃなくですね、1年向こうですから、やっぱりそれをやってみる。頭の中の知識だけでも、やっぱりやってみて問題があればですね、いろいろまた検討したらいいと思います。けど、実際にやってみると、その付近の問題点も出てこないと思いますので、ぜひ次の訓練に計画するという考え方ぐらいは示してほしいと思います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議員がおっしゃられる意味は大変よく分かりますし、重要も十分に理解しておるつもりですが、やはり第一に、そのトリアージ実施者のトレーニングであったり、知識であったりを蓄積することがまず第一番じゃないかというふうに考えます。実際に訓練だけ行っても、実際のけがの状態であったり、症状の状態であったりに対する判断がうまくできないと、せつかくやったトリアージ訓練についてもうまく機能しないのではないかという心配もありますので、現在のところは、まずはトリアージ等の訓練について高知県等と協議を行い、トリアージ等の訓練いうかトレーニング等を優先として対応したいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

9月は防災訓練で、訓練ですので。訓練しかないんですよ。学習の。多分、県でやるのはこれ訓練ですよ。ただその訓練の回数が増えるだけのこと、やはり防災訓練の中にもですねトリアージ入れて、やっぱりやるということで目標が、取りあえず第1回のこれの訓練をするということを目標にですね、学習も本を読むなり、それからそういう実際の練習するなりということをですねやっておりながら、1年後にはやるというぐらいの、1回目をやるというぐらいの目標値がないとですね、なかなか前は開かんと思います。

再度聞きますが、そういう訓練というの、県でやるがも訓練ですよ。それで、町で指導者をお願いすることもあるうと思います。DMATあたりにお願いしてですね、派遣していただいて、そこで訓練するということもできると思いますし。ぜひその付近をですねやっていただきたいと思いますし、これはやはり津波が34メートルも来る所ではですね、うんと大事なことだろうと思います。初期が大事ですので。これも、練習もやっぱり初期が大事ですよ。

それで、だから再度聞きますが、もう一度聞きます。このこと言うて。やっていただけますかね。どうしてもできんですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議員のお気持ちはすごくよく分かりますし、私自信もそんな気持ちですが、来年度実施するというお約束はできませんが、なるべく早めに実施できるよう検討したいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

それでは情報防災課長に聞きますが、この付近の計画的にはどんな形で臨んでいきますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

トリアージにつきましては、まだ町の方で十分な訓練ができてない状況で、宮川課長の方からも精いっぱい答弁してきたと思いますけれど。これから来年9月の訓練、総合の防災訓練、時間が1年ほどありますので、トレーニングもどれくらい充実するかまだ分かりませんけれど、総合防災の訓練のメニューとして宮川課長とも協議しながらですね、検討していきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、本当重要ですので、もう一番最初にこれせないかんことになると非常に残念なことですけど、やっぱりこれせんと救える命が救えませんので、できるだけ多くの人を救うと。100パーセント救えるとは限りませんが、これによってやっぱり、より100パーセントに近い負傷した人が救えていきますので。やる方は

簡単に言うても大変な、これ訓練の重ねしかないと言われていますので、その付近を含めて今後やっていただきたいと思います。

次に、情報の格差は正についてですが。

光ネットワークの整備によってですね、テレビやインターネット、携帯電話の格差のは正は飛躍的に黒潮町では解消されたと思いますが、現時点での携帯電話の不感地帯はどのようにになっておるでしょうか。

ぜひ、その付近の不感地帯が残っておるとすれば、その場所等教えていただき、今後の対応をどうするか教えてもらいたいと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の藤本議員の一般質問2番目ですけれど、情報の格差についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、現時点での携帯電話の不感地帯はどのようにになっているかというご質問でございますけれど。光ネットワークの整備後、これまで3つの地区、奥湊川、熊野浦、大方橋川で、これは町が事業主体となって整備をしてまいりました。それ以外にですね、事業者自体が光ケーブルを利用して整備した所が、これ今、私が申しました以外に、大屋敷と大井川、2カ所がございます。それから今年度についてはですね、町の方で2地区、仲分川と米原を計画しております。現在、補助申請をして、決定通知が来たところでございます。

そして、来年度計画しているのが2地区ございまして、判太郎と本谷でございます。この来年度の判太郎と本谷の整備が完了すれば、町内のほぼ全集落で携帯電話の使用が可能になります。ただし、集落によってはですね、一部、電波の関係で不感場所も残っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ほぼ不感地帯の解消はできると。来年でできるということですが。

今、最後の方に課長が言われておった一部残るというところの部分ですが、これは非常に難しいところであろうとは思いますが。例えば、県道秋丸佐賀線のどこで、ちょうど人家がないとこ、一番奥に人家がありますが、その下側のどこで交通事故がございまして、そこで連絡を取るにもですね携帯が入らんということで、またま近くに私もおりましたので、その一番奥の住民の方と一緒にそこへ行ってですね、対応したことですが。電話が入りませんので、電話が入るところまで車で移動してですね、連絡をしたという記憶もあります。ちょうどあこは県道でもございますし、ほかにも県道の所で入らん所たくさんあると思うんですが。

この付近は町がやるというよりもですね、道路を通っておる住民の方たちや県民の方たちが非常にこう連絡するときに困る。そういうときにも困るということになってますので、この付近は土木あたりと、県土木らあたりと話し合いしてもらいながら、アンテナの向きを変えるとかですね、そういう付近も含めて体対応できるものであれば、していただきたいと思いますし。特に、この付近は携帯電話の各社に強く、そういう県土木ら付近も含めですね、一緒になって要請をしていく必要があろうかと。町がわざわざそこに造るというのは難しいと思いますが、前のときにフェルトセムの話をさしてもらいましたが、何か、最近はもうやめておられるような話も聞きますので。あれがあればですね、小さい所にもその付近ができると思しますし、いろいろ要望しておればですね、何かの解決方法も出てくるかと思いますが。

その付近は要望していく考えはございますでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の藤本議員のご質問に答えたいと思います。

まず、県道の秋丸佐賀線で実際住民の方が事故した際に不通話で困ったということ、その事情というのは、私、今初めて聞いたわけですけれど。そのように町内ではですね、何カ所か実際電波が入らない場所がかなりあります。それはなかなかの問題解決が難しくて、先ほど藤本議員がおっしゃられたように、フェルトを込むフェルトセルのことだと思うんですけれど。その方法について以前も検討をしてきたこともございますけれど。

こういう小さいポイントへの電波の解決ですね。これはまだひとつ確たる技術のですね、選定が担当の方でまだできておりません。何かいい技術がないかということを各社の通信事業者にも尋ねておりますけれど、決定的な解決策がまだ見つかっていませんで、これにつきましては通信事業者の方にですね、今後も続けて技術の問い合わせ、そしてこちらの方でも可能な限りの研修を積んでいきたいと思っております。

県土木の方とも協議して、この県道秋丸佐賀線の部分のことだと思うんですけど、解決ができないという件につきましては、そういうテーマで県の土木の方と協議したことがございませんので、機会があるときにそういうふうな何らかの措置で携帯電話の不感地域が改善できるものか、それは問い合わせをしてみたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、県道秋丸佐賀線だけじゃなくて、各県道が黒潮町はくしのように入っていますが、特に県道ですので。国道であれば、国交省あたりが要請してトンネルの中でも入るようになってますが、まあ交通量の違いもあるから難しいと思いますが、ぜひ県と一緒にになってですね、やはり町内の県道で携帯電話不感地帯の方を少しでも改善していただくように、共にですね、要望していただきたいと思います。

ケーブルの、何言いますか、地区で地区懇をしていったときにですね、携帯電話の不感地帯の解消いうのは結構表に出てきましたので、1軒の家とか2、3軒の家らでも、私たちのところは入らんけど、やっぱりケーブルができたに入らんと。簡単には、線は来ちゅうけんど携帯が入らんとかいう話もよく聞きます。それはもうアンテナなかつたら入らんねいう話はしますけども。やはりその付近の思いを、やっぱりこう電話会社らにも伝えていただいたり、あるいは、県道のその管理者あたりの、そこの道路を通る人たちの思いをやはり伝えてほしいと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、ラジオのことですが。佐賀地域はAMラジオが入りません。入っても雑音で非常に聞きにくいです。過去には、放送局に中継局の設置を要請したこともあると思いますが、黒潮町として今後どのように対応していくのでしょうか。

佐賀地域は、テレビもラジオも入らない電波の谷間でしたが、光ネットワーク事業でテレビは解消されました。NHKラジオにしても、四万十町には2局、大正と窪川、あと中村局、宿毛局、土佐清水局があります。この大方地域は中村局をきれいに受信できますが、なぜか電波の谷間であります佐賀地域には中継局がないのです。ラジオはハウスで作業している方や、漁業などの方、あるいは漁業で使った網直しや車の運転中に情報を得るのに活用しておると思います。しかし、佐賀地区は昼間でも、AMはノイズで聞きづらいです。夜間は電離

層、D 層の関係でほとんど聞こえなくなっています。先の情報基盤整備についての各地での懇談会でも、AM 難聴対策の要望が何ヵ所も挙がっておりました。NHK は難聴対策として、東京局を、らじる らじるでネット放送がされておりますが、民放の RKC ラジオは民放 IP サイマルラジオ、radiko(ラジコ)にも配信されていないので聞くことができません。また、ラジオ放送は中継局であれば停電しても情報が聞けるし、災害時も強い味方でございます。黒潮町としては、佐賀地区の難聴対策をやはり進めていくべきだろうと思います。

せんたっての 9 月 12 日の高知新聞に話題という所で、微妙な夜という記事が、高知新聞の高知の方が書かれておりました。それによると、夜、ちょうど宿毛から帰るときに黒潮町の海岸沿いを車で走っていたと。携帯電話の警告音が鳴って、フィリピン沖で地震があり、本県に津波注意報が出ているというところですが。そこでずっと記事を書いてますが、もしここで津波が来たらどこへ逃げるんだろうと。怖くなりながら帰ったと。注意報の夜、頼みのラジオは外国放送や山に邪魔されて途切れがち、ということの記事が載っていました。やはりこの佐賀地域は電波の谷間であり、難聴区域です。特に今度も津波が一番高いですので、その付近も防災上も、この AM ラジオというのは大事であろうと思いますが。RKC ラジオや NHK 中継局に要望していく考え方、あるいは、ふるさと創生資金なども残っている分を活用してですね、長岡市のあたりではそのことを解決したようですが。そういう方向も含めて、AM ラジオ、これは車で走っておってもそういう情報が入りますので、ぜひ対応をお願いできるのか。NHK や高知放送にできるのかということも含めてお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今藤本議員からご質問がありました、佐賀地域は AM ラジオが入らないという問題、その対応についてどのように対応していくかというご質問についてお答えしたいと思います。

佐賀地域では AM ラジオの電波が非常に悪いことは承知しております。黒潮町情報通信基盤を活用すれば、それを一定ですけれど改善することはできますが、そのためには AM アンテナ、それからセンター内に専用のチューナー機器を整備して、告知端末を使って放送受信することになります。告知端末を使った放送受信になります。これが情報通信基盤を活用した整備でございまして、車のカーラジオとか、そのほかのラジオということではございません。そういうふうな整備は、町の情報通信基盤整備を活用すれば可能でございます。

確かに AM ラジオの場合、FM よりも電波の体制が強いことから、災害時には FM より有効に働くことがあると思われますので、その整備する価値はあろうかと思いますけれど、経費も要ることですので、検討をしていきたいと思います。

なお、議員のご質問にもありましたように、かつて放送局に中継局の設備要請をしたことが町の方でもあったということで、これは藤本議員自らがご体験されてるんじゃないかなと思うんですけど。こういうふうな放送局への要請ですね、これについては可能な限り進めていきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

本当にですね住民の方は、よく私らもハウスへ行ったり、ニラを選りよう所へ行ったりしますと、ラジオを聞いています。しかし、雑音交じりのラジオです。手作業ですので、テレビなど見んづくにですね、ラジオを聞きながらやりようのが結構多いです。ハウスでも大きいボリュームでラジオをかけてですねやってる方、非常に情報の伝達手段としては、緊急の情報伝達手段としては非常にいいと。これは東北地方のですね地震があつ

たときにですね、ラジオ局が整理をした、分析したデータもちょっと見させてもらいましたけども、即対応できてます。テレビは映像が必要ですけども、ラジオはもう耳があつたら聞こえますので、非常に伝達の仕方としては非常に有利ですが、特に津波の高い所の佐賀にこれが聞こえないというのは非常に残念なことです。多分、住民の方からも何人かから要望もあつたりもしましたので、今から先も続していくと思いますが。

町長、放送局に出向いていってですね、この付近の実情、やっぱり何度か何度も足を運びながら、やっぱり要望していくと。ほいたら、町の方に何か方法はないかとかいう話にもなってくるかも分かりませんので、その付近も踏まえてですね、やっぱり何度も足を運んでいくということ。

それから先ほど言いました、ケーブルの方にAMラジオをはめると。これは今は周波数の関係で多分FMしか流せんと思いますし、それを別の方法にすると非常に経費も掛かると思います。大方は、こことこは比較的ラジオはありますので、通常のAMのアンテナであれば針金1本でいいと思いますし。その付近をFM変調ですね、それで流せばそれほど経費も掛からんずつにいくのではないかと思います。それはFMとしての再放送ができるかできんかは別でございますが。それも放送局との再放送の承認をもらわんといけませんので。多分経費が、そういう方法であれば経費が掛からんずつにいくと思いますので、考えてみることはできませんかね。

まず町長、その付近はどうでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

情報担当職員と協議をさしていただいた後に、議員からご指摘がありましたように、いかなる手法が可能なのかと、そういったことを検討させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ検討していただいて、そういう電波の谷間にある地域に思いを寄せていただいて、対応を考えていただきたいと思います。

では、次に移ります。

情報の分ですけども、県外テレビ局の再送信はどのようになってるかということで。

これは何度も質問らもさしていただきましたし、3月議会でしたか、加入促進のキャンペーンを質問しましたが、今議会に加入促進の対応として加入料の無料化の方針がなされまして、一步踏み込んだ加入促進対策が考えられておって、安心しております。

もう1つの、民放4局目の県外局の再送信、これがまだ行われておりません。6月ごろをめどにということでしたけども、もう既にだいぶたちました。本来、ケーブル局の開局に間に合うように対応しておくべきだったと思ってますが、いろいろな電波がないので探しておったとかいうような実情で、今まで遅れておるということも承知しています。

私の知り合いで、共聴でテレビや地デジは映るんですけども、県外局が1局入るのでこちらにも加入したという方がいらっしゃいます。その方は16カ月も受信料を払いながら、実際には地デジは映るんですけども。払いながら、その4局目を待たれておる方もおります。もうそろそろ駄目であればですね、なかなか返事がもらえないのであれば、総務省の裁定機関にお願いすべきではないかなと思います。ある町村は相当、その問題になっておる再送信についてのお願いにも相当回数行っておると思いますが、黒潮町はどれぐらいの働き掛けをし

ておるのでしょう。

もともと、民放のテレビの全国四波方針というのは、1986年1月17日に当時の郵政省、現総務省が売り出した情報格差是正案でございます。民放のテレビ局の四波、4局をどの県でも受けれるようにという方針でございますので、国はこの四波といいますか4局化を推進しておるわけです。ですから、裁定といいますか調停を申し込めばですね、こちらが特別な努力をしておってもなおかついかん場合には、ほとんどその四波化の方になろうかと思いますし。ここの黒潮の場合には再々送信ですので、非常に難しいところはあるとは思います。もうそろそろいかないとですね、構想が始まってから相当時間がたってますので、踏ん切りをつけることじやないかなと思っております。

この付近はどうなってますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の藤本議員の県外テレビ局の再送信はどうなっているかというご質問にお答えしたいと思います。

県外テレビ局の再放送については、昨年から引き続き協議を実施しているところでございます。こちらの方からですね、放送開始の期日を指定することが残念ながら困難ですので、できるだけ早い放送実施を目指して努力致しております。議員がよくおっしゃるとおり、国の方のは全国あまねく四波の放送の基本的な方針があることももちろん承知してございまして、できるだけですね、大臣裁定のような形ではなくて、民放と協議する中で四波実現するように取り組んでいきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

やはり四波化はですね、非常に難しいというか相当努力はされておると思うのですが。

どれぐらい行っているのか私は分かりませんが、ある町村は100回ぐらい行っておったという話も聞きます。ある一定のところで、どうしてもいかなか、その付近もしながらですね、大臣裁定の付近も視野にはめながらしていかないと、一定の区切り、例えば12月なら12月をめどにそういう方向で持っていくと。どうしてもいかんときには裁定しますよというぐらいのやっぱり腹積もりをきちっとした上でやっていかないとですね、この付近の予算化もしてますし、待ちゆう住民の人がですね、非常にいつやいつやというのはよく聞きます。今、調整しながらしゆうということでは答えてますが。

やはりある一定のめどというのは、この間、6月をめどにということやったけんど、今度はいつごろをめどにやるんですか。いつまでもずうっと、話し合いというかそういう形で続けていくんですか。もう1年以上話し合いもしてますし、ある一定の腹積もりも必要やないかなと思うて、裁定機関にお願いすべきではないかということを聞いています。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

具体的なめどがどうなっておるのかというご質問でございますけれど。前回、6月をめどにやっていきたいというふうな答弁でしたが、当然そういうご質問出ろうかと思います。

現在、担当部署の方ではですね、そのことについて検討しております、年内12月めどにですね、積極的に働き掛けていきたいと考えております。

ただ、とにかく先ほども申しましたけれど、相手があることでございますので、確かに大臣裁定という方法もございます。しかしですね、やはりそれは最終の最終方法であろうかと思っておりまして、相手があることですので、そのへんの事情もお酌みの上ですね、めどとしてお聞きいただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、分かりました。ぜひ努力はされようと思うんですが、町長の方も含めですね、一緒になってやっぱり足を運ばんと解決できんと思いますし、めどは分かりましたのでそれを目指してですね、住民が待ち望んでますので、早く解決できるようにお願いします。

次に、有害鳥獣の関係ですが、先に矢野議員と重なる部分はお許しください。

6月議会に有害鳥獣関係の補正予算審議で、私はサルの対策の要請をしましたが、その後どのような対策をされているのでしょうか。近所でもサルが出没し、高齢者が畑に楽しみに植えたスイカ畑が全滅です。それだけだったらあきらめもしますが、人を見ると威嚇しながら寄ってくる、怖いとのこと。その家の方は、姑さんがサルの威嚇で逃げるのに転倒し、助けを呼ぶ声に気付いたお嫁さんが対応しているときに排水路に足を取られ、ねんざを致しました。町も捕獲用檻を設置致しましたが、一度檻だと気が付くと、二度と近づきません。一番有効と考えるのは、猟銃による捕獲しかありません。ところが、担当は猟友会とも協議をしておるようですが、猟銃による捕獲が敬遠され、駆除が一向に進みません。

対応としては、予算審議のときも要請しましたが、黒潮町有害鳥獣対策報奨金交付要綱によると、野ザルは1匹1万5,000円です。これを改正し、県内にも事例があるように4万とか5万とかに増額し、なおかつ猟銃による捕獲者が出てこない場合、猟友会などの相談に出てこない場合には、町外の捕獲可能な方がおれば捕獲許可を与えてですね、対応すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

8月26日に佐賀北部で行われたTPPの学習会でも、地域住民から有害鳥獣の対策強化が訴えられます。今 の業務報告を見ますと、イノシシは444とか、シカが26とか、ハクビシンが19、サルはゼロです。過去にサルを捕まえた事例もあるがでしょうかね。やはり金額が安いと難しいと思いますし、なかなかサルを撃つというのは嫌がる方もおりますので、嫌がるのであれば、やはりそれなりの対応をしていかないと、ほんとにサルが出没して、わなとかそんな物、垣とともに全然無視して入ってきますので、時には、家の中に入ってくると。戸を開けて、家の中に入ってくるという状態も起きてきておるようです。

もし金額を上げたとしてもですね、捕獲数が少ないので町の財政的にはそんなには困るものではないかなと思ってます。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは有害鳥獣被害についてお答え致します。

サルについては春先より、佐賀地区明神から橋川にかけてですが、人家周辺に多数出没しています。農作物、トウモロコシ、スイカ、メロン、ビワ等が被害に遭っております。また、人家に入り食べ物を取ったり、威嚇をしても、反対に向かってくるような性格のようです。報告のあったときには、被害があったときには保育所、

小学校、中学校、教育委員会等に連絡を取って注意を喚起しています。その後対策として、有害鳥獣被害対策協議会に駆除をお願いしましたが、了解はいただけませんでした。7月、川奥で犬檻2基を設置して実施しましたが、効果はありませんでした。

これから町の対策として考えていることは、近くサル檻を2基購入して、対策協議会から貸し出す計画をしております。また、報奨金を1万5,000円から3万に上げて、再度対策協議会、獣友会にお願いし、被害防止に努めてまいります。

それから、周辺の市町村の状況ですが。大月町では23年度に202頭捕獲し、報奨金は1頭1万円だそうです。サルを撃つのはどこでも嫌がるようで、町内で4、5名の方が撃っているようです。うち、1名が100頭ぐらいを捕ってるようです。四万十市では、23年度60頭が捕獲され、銃が主です。24年度は捕獲奨励金を1万5,000円から3万円に上げたということです。四万十市でもサル撃ちは嫌がられ、市内には10名くらいの撃つ人がいるそうです。両市町とも、他市町村から駆除依頼はないようです。

それからもう1つ、十分なその体制、町内でできない場合のことですが。確保されない場合には、議員も申しましたように防止対策協議会、獣友会と連携して、他市町村の在住者にお願いするようなことも考えていかなければならぬと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ほんとに、私は直接は見ませんでしたけども、悲鳴が隣から上がっておりましたので走っていましたけども。そのときにはもう、男性の方が追わされて山の方に行って。そのときは屋根の上からですね、その女性などに向かっておしっこを屋根からかけるとか、うんちをするとかですね、それぐらいひどい状況が起きておるようです。やはり町内で、もし獣友会の方でやっていただけないのであれば、よその方をお願いするということもぜひお願いをしてですね、そういうけがのないようにしてほしいと思います。

野生鳥獣による、そういう被害を防ぐため、静岡県の、矢野議員もちらっと言っておったかも分かりませんが、方では検討をされておってですね、町の職員に獣銃の免許とか、あるいはJAとか、そういうがを含めて共同で、まあ言うたら鉄砲隊ですかね。そういうものを組織してサル退治をするという話も聞いてますので、それらも参考にですね、もし隣の町村がその協力願える人がおらなければ、また金額はやっぱりそれなりの金額にせんとですね、できないと思います。その付近は町職員のあたりも、やっぱりそういう免許を取らしちょくということによって、檻を付けるにしてもですね、すぐに対応できるということです。

従前は佐賀地域の職員は、そこの担当者はですね、免許を自らが取っておったということもありますので、ぜひその付近は取っていただいて、対応をしていくと。それによって緊急性もできると思いますので。

その付近は考えておられますでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

係、担当への免許の取得ですが、それについては本人とは話してみなければなりませんので、強制的にはできないと考えております。

そういうその役場の職員の中で、ほかに既にわなとか獣銃の免許ですね、そういう免許を持っている人がおれば、こういうその自治体がありますので、そういう参画してもらっての相談はしてみようと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

職務的に命令的にはできんとすれば、それはお願ひするしかないんですけども。やはり担当としてはですね、そういう方向ということは大事なことだろうと思いますので。命令できるかできんか私は分かりませんが、やっぱりその狩猟免許を持っておくというのは大事だろうと。その付近がいろんな法とかそういうことをするにしても分かりやすいし、わなを掛けるにしてもですね、自分で、町独自でやれるということがありますので、検討してください。

次にですね、男女共同参画のことですが。

すでに勉強されてると思いますが、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のことです。この理念を実現するためには男女共同参画社会基本法が制定され、13年前の1999年、平成11年6月23日に公布、施行されました。黒潮町も、この法の基に関連施策を進められておると思います。

高知県民生活男女共同参画課の2011年4月のデータによりますと、県下市町村の女性管理職在籍状況は707名中82名で、比率で11.6パーセントです。市では、須崎市の28.6、香南市の23.5、南国市の18.5。町村では、本山町の29.4、安田町の27.3、芸西の20パーセントとなってます。わが黒潮町では、合併時に佐賀に女性管理職がありましたので、2007年平成19年3月で定年退職後は不在です。現在、特別職を除き職員は204名で、男性97、女性107名と伺っています。若干人数違うかも分かりませんが。

黒潮町でも1、2名の女性管理職がおっても不思議ではないと思います。行政施行に当たって女性の意見も反映するために、この施策を推進しておる町としても、今後、女性管理職の登用は考えておるのでしょうか。

お伺いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは私の方から、藤本議員の4番目、男女共同参画につきましてお答えをさせていただきます。

今、藤本議員が申されましたように、現在ですね、女性の管理職は当町にはいません。しかしだすね、そのほかの協議会ではさまざまな委員にもですね、この男女共同参画の精神に基づきながら、女性の方のですね委員を積極的に登用してくれという話をしております。ただし今言いましたように、町の管理職にはおらんということでございますが。管理職のみならずですね、課長補佐や係長への登用も、男女の区別なく登用することが基本であるというふうに考えております。

しかし、最近、町内職場内の年齢構成に等々さまざまな要因がございまして、管理職に女性がいない状況でございますけれども、課長補佐や係長には女性も多く登用しておりますので、近い将来は女性の管理職登用も必ず出てくるものと思いますし、というふうに考えております。また、やっていかなければならないというふうに考えております。

そういうことでございますので、今後ともですね、そういう方向で考えていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番 (藤本岩義君)

ぜひ、この理念からいきますと、何年も不在と。人数的に言うてもですね、107名ぐらいおりますので。不在というのは、逆にいえばそういう環境を作つてこらつた、そういう、何言ひますか職員を育つてこなかつたというところがあるんではないかなと思います。やはり、その理念の中にありましたように、共に責任を担うべき社会ということから考えると、女性の管理職も当然、おつてしかるべきだと思いますし。特に、地方公共団体の責務として第9条に、地方公共団体は基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると、この基本法に書いてますし、GGI、前代ギャップ指数というのがあると思うんですが、この2011年には日本は98位で、先進国の方では最下位になつてます。そんなこともあって国は強く勧めておると思うが、幡多郡で不在は黒潮町だけということにもなつてますので、そのことにやっぱり危機感というか、その付近も感じながら今後対応していただきたいと思います。

これはもう要望ですので答弁は要りませんが、ぜひその付近を検討していただきたいですね、育てていただくということも大事ですので、頑張ってやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長 (山本久夫君)

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、3時まで休憩します。

休 憩 14時 47分

再 開 15時 00分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番 (宮川徳光君)

では、通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、1問目ですが、防災対策について。

防災対策といいますと、当黒潮町のみならず、昨今のさまざまな行政課題のうちの大きな割合を占めております。もちろん、住民の間でも一番の関心事となっております。この大きな課題に対応すべく、当黒潮町では、今年度当初より地域担当制を立ち上げていただき、すべての職員がいずれかの地域に張り付き、それぞれの地域の皆さんとともに防災計画の見直し等に取り組んでいただいております。

また、今定例会への提案された防災費の補正額は、国の総枠が限られる中、県下の津波被害が想定される沿岸市町村の中でも群を抜いております。行政規模で見直しますと、その傾向はますます顕著になっていくものであります。このことは、津波による被害の想定、もちろん最悪のケースの話ですけれども、全国トップレベルの予想津波高34メーターの効用もあるかもしれません。冒頭の話でも、容易に想像がつきますように、大西町長をはじめとする執行部の皆さん、また、職員の皆さんのがんばり、県への働き掛け等によるものだと、大いに評価をしているところでございます。

では、1番の防災対策についてですが、2項質問させていただきます。

まず1番目は、車による避難を意識した避難道整備の考え方を問うと致しまして、前6月議会で私、昨年の

町役場、本庁舎の移転位置を高台へと見直しの後、低地にある町営住宅や文教施設の高台移転の表明を受けて、一般住宅の高台移転の環境整備について一般質問を致しました。これらにつきましての基本的な考え方は同じであると理解をしているところでございます。

その後、町長より、より高い所への二次避難が可能な避難場所が山側などにあります、そこまでが遠くて、避難に多くの時間を要する区域などへの対応策として、車による避難も選択肢の一つとして検討するとの話がございました。私の住んでいる入野地区内にはそのような区域が多くあり、その中には多くの高齢者も住んでおられます。また、介護施設も点在し、これらの方々の避難の方法も大きな課題の一つとなっております。

こうした中、先月8月末の内閣府の地震津波新想定も出ておりますが、そうした現状における、車による避難を意識した避難道整備の考え方について、お伺いをしたいと思います。

2点目の防災関連補助事業についてでございますが。

この質問は誠に大ざっぱな問い合わせとなっておりまして、回答者の方にご迷惑をお掛けするような結果になったがじやないかと思いますが。

内容としましては、例えば今回想定の車での避難の場合、絶対的な条件としまして、路面が車で走行できる状態にあるということが必要となってまいります。この条件を考えるとき、例えば道路に沿って設置されているブロック塀などが大きな課題となっております。こういった住民個人が対応しなければならない課題に対する補助事業、助成事業というのかもしれません。そういうものがあれば、広く住民に周知を図ることはもとより、行政も地元の役員さんなどと連携して課題解決に当たるべきと考えますが、いかがですか。

ということで、お伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の宮川議員の一般質問、防災対策について通告書に基づいてお答え致したいと思います。

ご質問が2つあります、1点目が、車による避難を意識した避難道整備の考え方を問うと。2点目が、防災関連補助事業について問う、ということでございましたけれど、回答の方も続けて回答させていただきたいと思います。

まず1点目、車による避難を意識した避難道整備の考え方についてでございます。

今年の3月31日の国内閣府でございますけども、その公表を受けたとき、その数値があまりにも衝撃的かつ厳しいものであったために、黒潮町ではすぐに防災対策をまとめることは困難でした。しかしながら、国の公表した新想定を現実のものとして受け止める必要があり、また、これから町の存亡を懸けた防災施策を早急に策定しなければなりません。そこで、今後策定していく黒潮町防災施策の軸が多少のことではぶれることがないように、まずは町の防災思想ともいいくべき、黒潮町地震津波防災計画の基本的な考え方をまとめてきたところでございます。その中で強調したのが、あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全に、安全な所へ、というメッセージでございました。また、避難放棄者を決して出さないという基本的な考え方を出してきたところでございます。その中で、津波浸水域から徒歩で安全な高台避難所へ逃げる時間が見込めない地域については、車で避難することも想定した幹線避難道の整備を図ります。液状化が見込まれる地域の場合は、液状化対策の設計を検討しますという方針を定めてきたところであります。その方針に沿って国や県の機関にも意見を申し上げ、具体的な事業化を要望してきております。

内閣府の中央防災会議でも、今年7月の報告では、それまで原則車両禁止であったのが、徒歩避難を原則と

しながらも、徒歩困難者が避難する場合や、想定される津波に対して徒歩で避難が不可能な距離にいる場合は自動車避難を検討せざるを得ないとして、車両避難に対するこれまでの方針を大きく修正しています。黒潮町としても、原則徒歩避難は当然ですが、現実的に車両避難の必要な方がいるということを直視して、単純に車両避難禁止というところで思考を停止せずに、避難放棄者を決して出さないという基本的な考え方を、安全なまちづくりを推進する中で成就させていきたいと思います。そのためには、地域で車両を使って安全に避難するための合意形成を進めるソフト事業と、安全に避難することができる道の整備などのハード整備の、両面での対策が欠かせないと考えています。

次に2点目、防災関連補助事業についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員のご質問は、住民の方が災害に備えるために自ら実施される場合の防災関連事業の補助についてのご質問であるということですので、現在、黒潮町で実施あるいは計画しています住民対象の防災補助制度についてご説明を致します。

まず、木造住宅の耐震化にかんする制度ですが、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事の3種類がございます。対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された、3階以下の木造住宅です。耐震診断につきましては3,000円の自己負担が必要ですけれど、そのほかについては補助で貢えます。耐震改修設計につきましては、対象経費の3分の2、または20万円以内。耐震改修工事につきましては、1棟あたり90万円以内の補助制度があります。また、関連して家具の転倒防止対策として対象経費の2分の1、または1万円以内の補助制度があります。

次に、議員もご心配していただきました車避難との関連もございますけれど、倒壊や火災などにより周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある老朽化住宅を除去するための事業として、黒潮町老朽住宅除去事業があります。建物の除去費用の10分の8、または100万円以内の助成制度があります。

次に、ご質問にもありましたように、地震発生時のブロック塀の倒壊等の軽減を目的とした制度、これは現在のところ仮称でございますけれど、黒潮町ブロック塀等対策推進補助事業を今年度中に整備していきたいと思っております。これは、災害時に倒壊して避難路をふさいでしまう危険性の高いブロック塀等を生垣や倒壊の少ないものに変更する工事に対して補助するものであり、1件につき20万円以内であれば個人負担の要らない制度とする予定です。

それから、地域の自主防災組織に対する補助事業として、黒潮町みんなで備える防災対策事業がございます。この事業のうち、自主防災組織整備事業にかんしては、町の方では年次計画を策定して順次実施しています。自主防災組織活動活性化事業にかんしては、簡易な避難道の整備や防災訓練、学習会を実施する場合には補助をする制度があります。なお、それぞれの制度の詳細は黒潮町老朽住宅除去事業につきましてはまちづくり課、その他の事業については情報防災課の方にお問合せをお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

いろいろな個人に対する補助事業につきましては、道路面以外でも多くの補助事業があるというご説明をいただきましたが。

冒頭にも触れましたけども、その費用。防災関連の費用が大きく膨らんで、また、その上にこの道の整備となると、かなり大きな金額が要るのじゃないかとも思いますけども。そういうところの見通しといったものは、現在分かっている範囲で教えてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘のとおり、防災関連予算がかなりのボリュームになっておりまして、町財政を圧迫していることは、もうここで申し上げるまでもないところでございます。これまでの基本的な考え方どおり、有利な補助事業を利用し、防災関連施策の推進を全力で図っていくということには変更はございません。

しかしながら、これも4月にも申し上げましたが、既存の補助スキームの中では、今、黒潮町がやろうとしている防災施策をすべて慣行するには至らないというのはもう明白なところでございます。これも、矢野議員の質問にもお答えしたところでございますけれども、現在、全国防災の中に津波避難道路のメニューの新設を国の方へ要望しているところでございます。これによりますと、この全国防災の継続が確保され、なおかつ総額の予算確保がされた後に、なおかつこの新メニューが乗るということになりますと、これまで私どもが躊躇（ちゅうちょ）してまいりました幅員のかなり広い道路、こういったものへ対する県の補助、その財源が確保できると、こういったことになってくる予定になってございます。直接黒潮町にということではございませんけれども、県の方に何らかの財源措置がされるということは、すなわち県下の市町村の防災対策が進むということでございますので、こちらを県と力を合わせて現在要望しているところでございます。

その現在、補助スキームについても実務レベルで今、国の担当者と詰めをしている段階でございまして、ただ黒潮町だけで声を挙げても法律として採用されるということにはなりませんので、今、全国の皆さんにお声掛けをさせていただいて、全国から声を挙げていただくようにお願いをしているところでございます。

また、冒頭申し上げれば良かったわけでございますけれども、先般の議会で、議会の方から海岸線の延長と関連して交付税の措置をということがございました。本当に黒潮町がこれから防災施策を進めていこうとしますと、こういった思い切った制度改正が必要であると思っております。ぜひ議会の方からもご意見等々、またご指導等々賜りながら共に声を挙げていっていただければと、そのように考える次第でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

あと、この車での避難道にかんしてですね。

一例としまして、その入野地区には山側の高台への距離があつてという地区が数多くあるという話をさせていただきましたけども。入野地区内で、例えば松原沿いに点在する集落に対応した道路、避難道ですね。そういう所の現状いいですか取り組みについて、ちょっと教えてほしいんですけど。

（町長から「休憩お願いします」との声あり）

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 15時 19分

再開 15時 20分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（大西勝也君）

質問にお答え致します。

まず個別路線につきましては、現段階で答弁できる段階にないというのが現状でございます。実務レベルでの打ち合わせでは、なかなか具体例がないとですね、制度設計であったりとか、あるいは具体的な補助スキームの検討に至ることができないので、仮にというお話で国の方とはさしていただいておりますけれども、現段階でここをということを申し上げる段階にはないというところでございます。

その理由を少し申し上げさせていただきます。車両避難でございますけれども、なかなか単純に、高台までの距離が遠いので、車両を使用していいですよといったことにはならないことは、もう議員ご承知のところでございます。どちらかと申しますと、インフラ整備をした後は、車両避難を禁止する方の対象、こういった色合いが強くなってこようかと思います。といいますのは、さまざまな学者さんがシミュレーションされているわけでございますけれども。その地域内で、もちろん社会インフラの整備の度合いにもよりますけれども、どれだけのパーセンテージの方が車両避難を、車両を使用して避難すると、全員が徒歩避難をした場合に比べて被害が増大するといったような、そういうシミュレーションも出ているわけでございます。いわゆるインフラを使った車両避難の限界量、これの設定をする必要がございます。そうなったときには、これから地域に入らせていただき、地域の実情を精査した後に、その地域から高台へ向けての車両避難道を個別に決定していくと、こういったことになろうかと思っております。

それからもう 1 つ問題なのは、現在、黒潮町内で車両避難に使用できる道路がないということでございます。議員からもご指摘ございました、ブロック塀の倒壊等々もそうでございますけれども、まず私どもが懸案事項としてハード整備にかんしてとらえている点がございます。

1 つは、言うまでもなく耐震化、液状化対策でございます。いざというときに機能する道路にしておかないと、ルールづくりをきっちりとやった上で、なおかつ有事の際に、そのルールに基づいた避難行動を取っていただいた方を犠牲にするということになりかねませんので、社会資本がしっかり整備されている、耐震化、液状化対策が講じられた道路があるということがまず大前提でございます。これがないと車両避難の容認はできないという、これがまず 1 点でございます。

それからもう 1 つは、幅員の問題でございます。阪神淡路大震災において、道路幅員による道路の機能を検証した報告書がございます。これ、幅員ごとに出てるわけでございますけれども。それぞれの幅員で、例えば 4 メートルなら 4 メートル程度の幅員の道路であれば、例えば 40 パーセントが機能しました。6 メートルでは何十パーセント。その中で 100 パーセント機能した道路、いわゆる交通障害が起らなかつた所、そういう道路は幅員 8 メートル以上の道路でございます。そうなりますと、私どもが考える車両避難におきましては、少なくとも 8 メートルの幅員が必要であると。これが 2 点目でございます。

それから、もう 1 つは交通障害でございます。私どもが懸念しているのは交差点の処理。例えば、沿岸集落から自然高台へ向けて、これを結ぶ道路をつくったときには、大きく申し上げまして、現国道 56 号線ならびに新設される大方バイパス。こちらの方と平面交差になりますと、どうしても交差点で交通障害、いわゆる渋滞を引き起こす可能性がございます。この交差点をどうやって処理するか、こういったことがまず重要でございます。現在、国の方に挙げていくのは、私どもは高架案を挙げさせていただいておりますが、これもまだ協議を要するところでございます。

それからもう 1 点。車両吸収ができる上部のヤードが必要であるということでございます。車両避難をされても上部に車両吸収、十分なキャパのある車両吸収ヤードがないと、結果、渋滞を引き起こし、歩行避難に比べて被害を増大させると、こういったことになろうかと思っております。これまで申し上げましたこのハード整備については 4 点、プラス、県の方では誘導標識等々の課題も抽出されておりますが、これらを含めて一括整備をしないと、車両避難を容認することはできないと。まずここが大前提でございます。これができた上で

なお、地域としっかりと協議を行いながら合意形成を図っていく。

先ほど課長が答弁申し上げましたが、国の方でも原則徒歩避難としながらも、車両を使用した避難のルールづくりを進めていかなければならぬことになつてござりますが。こちらの方はどちらかといいますと、私の感じるところでは、都市型のものなのかなと思っております。いわゆる通過交通を、結局のところ東北地方太平洋沖地震によるあの津波でも、57パーセントの方がやっぱり車両で避難されているわけでございまして。こういったことを考えると、思考停止、いわゆる車両は禁止ですよという一言で思考停止に陥つて、現状と即していない、こういった側面がこれまであったかと思います。国はここを反省し、いわゆる車両避難を容認しようがしまいが、車両で避難する方は出てこられるであろうと。こういったところをしっかりとルール制定をしておかないと、被害を軽減することはできないという、これが主な要因ではなかろうかと思います。ただし、うちの場合はそちらの方ではなくて、むしろ私どもが車両避難を容認するのは、災害時の要援護者、こういった方をいかにお助けするか。こういった観点から、車両避難を私どもは検討してございます。

こういったことを現在、県の方の津波からの避難方法の選択に係るガイドラインの検討会の中で、車両避難も具体的に検討いただいております。こちらの方につきましては、うちの情報防災課長が委員として参加しておりますので、遂次情報が入ってくるようになってござります。そういう中でうちの意見が相当数ここに取り入れられて、ほとんど丸々乗つけていただいたと、こういったことになってござりますが。まだ、この取りまとめには1カ月、2カ月程度要するようでございますので、そちらの方の検討結果を待ちながら、うちが国へ単独で要望させていただいている案件と整合性を図りながら機能する、こういった道路整備、あるいはルールづくりをしていかなければならぬと、こういった状況にございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも、よく分かりました。

今、実際に何路線が拡幅とかいう、山側への道も考えていただいてますが。これから、何言いますか、都市計画かまちづくりですかね。屯所とか集会所も徐々に上げられる所から上げていってというふうな考え方もありますので、極力そういった考えも入れて検討していっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、2番目。中山間対策についてということでお伺いします。

あつたかふれあいセンターと集落活動センターについて。昨年度6月でしたかね、あつたかふれあいセンターが開設しました。今年度の6月には、同じくあつたかふれあいセンター北郷が旧北郷小学校にて開設しました。さらに近々、同じく旧北郷小学校にて、集落活動センターがスタートする運びとなっているよう聞いてます。

このあつたかふれあいセンターのこれまでの利用状況と、これらの事業の目指す姿を問うとしまして質問させてもらつてますが。このあつたかふれあいセンター事業は、高知県の中山間対策の一環として取り組まれているものですが、その根っこにあります少子高齢化問題は中山間地域のみの問題ではなく、全県的、全国的に大きな問題、課題となっております。

私の住んでおります大方入野地区の早咲は、世帯数で300世帯強、人口で630人弱の集落でござりますが。町内では比較的大きい方の集落だと思いますが、昨年度の小学校への入学生はゼロ名。ゼロであったわけで、びっくりさせられたことでございます。ちなみに、今年度の小学生は3名。一昨年いいますか、3年生は2名。その上の4年生は3名となっておりまして、少子高齢化の大きな波を感じさせられる数字となっております。

この今回のあつたかふれあいセンターと集落活動センター事業に共通するであろう根っこ部分について、

みんなで一緒に考えていかなければならぬとの思いで質問をさせていただきました。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは通告書に基づき、宮川議員の一般質問2、中山間対策についてのカッコの1番、あつたかふれあいセンターと集落活動センターについてお答えします。

まず、あつたかふれあいセンターのこれまでの利用状況についてお答えします。

昨年6月から開所したこぶしについては、今年度の4月から8月末までの憩いの場への利用者数は1,555名で、一日当たりの平均で14.6名の利用者となります。また、6月に開所した北郷については、この6月からの3カ月で1,248名の憩いの場への利用者があり、一日当たりの平均で20.4名の利用者となり、予想以上に利用していただいている、喜んでいただいているのではないかと考えております。

次に、これから事業の目指す姿については、あつたかふれあいセンターでは、昨年度策定した黒潮町地域福祉計画で取りまとめた地域福祉等にかんする課題である地域の見守り対策、交通手段の確保、相談体制などの課題を解消するため、あつたかふれあいセンターのサービスである憩いの場、訪問、相談、外出支援などのサービスを行いながら、対象地域の課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

町では、あつたかふれあいセンターを中山間対策として、住民の自発的で自主的な活動の拠点的な施設であり、また、住民活動の手助けをする場所であると位置付けており、地域が行う住民活動の手助けを行うとともに、あつたかふれあいセンター自らが中心となり、住民活動を行うことのできる施設となるよう目指しているところです。

また、あつたかふれあいセンター同士のネットワーク化を図り、福祉のネットワークを構築していくとも考えております。

さらに、集落活動センター北郷と、あつたかふれあいセンター北郷とは相互に連携し、地元地域と協議を行なながら、人に優しい生きがいのある地域づくりができるよう推進したいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

このあつたかふれあいセンターの北郷の方は、私どもの住んでおる所から少し谷あいに入った所でございまして。土地勘もありますので、この立ち上げのときからいろいろと訪問させていただいておりますが。すごい開設後も盛況であります、喜んでいるところでございますけども。

取り越し苦労になろうかとは思いますけども、何言いますか、漠然とした話でございますけども、すべてが今のところ税金で運用されているという。取り組んでから間もない事業でございますので、いろいろまたこれから考えていかないかん課題がたくさん出てくるとは思いますけども。決してマイナスのことを言おうとしているわけではありませんで、こういった事業が続いていくためには、今言いましたように税金だけで運用しようたのではだめじゃないかなという、漠然とした思いが私にはあります、いろいろ考えているところでございます。

そういう意味で、何言いますか、もう少し住民側が加担するというか、そういうふうな仕組みづくりなんかについて考えておいでかどうか、ちょっと尋ねます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

お答えします。

しっかりしたお答えができるかどうか分かりませんが、まず高齢者福祉、地域福祉として、あったかふれあいセンターが持つサービス、例えば集うであったり、訪問であったり、相談、外出支援については、やはり福祉として考えて、一定の町の財政というか、の支出はやむを得ないものと考えておりますが。地域づくり、中山間対策の地域づくりについては予算計上とはしておりません。で、あったかふれあいセンターの中で、ボランティアの育成を図っていったりして、予算を伴わない中で、地域づくりの一助になればありがたいと考えて運営をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは関連致しまして、集落センターの関係がありますので、お答えしたいと思います。

基本的にですね、あったかふれあいセンターそのものは地域の高齢者見守りといいますか、福祉関係の制度というふうに確認していただきたいと思います。後段にありましたように、地域の支援となりますと、やはり集落支援センターの事業であろうと思ってます。県の方も今年度から3年間くらいですね、1カ所認定されますと3年間の事業になるわけですが、今回、北郷の方を認定していただきました。

基本的にはですね、この制度そのものは、あったかふれあいセンターはハードでの整備がございません。従ってですね、北郷のまあ旧小学校跡地をこのあったかふれあいセンターが有効に使えるように、ハード事業の整備を併せて行いたいというふうな思いがありまして、それが1つです。

それと、集落の活動の活発化に向けての支援ということで、この地域のですね、まあ産物の発掘とかいうようなことが含まれるのがこの支援活動でございます。

それで、ハード事業の整備ですけれども。基本的にバリアフリーのトイレ、お風呂等を整備してですね、有効に活用していただきたいという部分と、予算の方にも計上さしていただいておりますが、活動支援員さんを11月から雇用してですね、地域の産物の発掘を目指したいというふうな考えで、この集落活動センターの導入を図りました。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私も、福祉事業であるということについてはそのとおりだと思いまして、別段異議といいますか、まあおおむね理解はできますけども。

例えば、今は町内で2カ所ですけども、まだ福祉ということから言えば町内全域に拡大していくかなければならぬ事業だと思いますし。そういうことで全域となると、その額もそれなりに膨らんでくるわけでございますし。やっぱり、その高齢者の方にあんまりこういうことを求めるのは筋が違うかもしれませんけども、受益者負担的な個所も、部分ですかね、個所いうか。部分もあっていいんじゃないかというふうに考えます。補助金がなくなったからそれでもう終わりですでは何か、そういう危惧（きぐ）するところもありますので、な

るだけその良い事業ですので、長く続していくように取り組んでいっていただきたいと思っております。

ちょっと漠然とした話ですので、回答は要りません。

続きまして、じゃあ3番の方へいきます。

3番は、黒潮町地域特産品処理加工および販売施設についてということで。

この施設につきましては、1年前の9月議会にて取り上げさせてもらいましたけれども、その後の途中経過について質問致します。2項質問さしてもらいますが。

まず1番目が、平成23年度の利用状況と収支、および今後の事業展開、取り組み等を伺います。

2点目としまして、人材育成についての取り組みを伺います。

それぞれ別々に質問さしていただきたいと思いますので、まず1点目の、平成23年度の利用状況と収支、および今後の事業展開、取り組み等について伺います。

よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づきまして、宮川議員の黒潮町地域特産品処理加工および販売施設についての1点目、平成23年度の利用状況と収支、および今後の事業展開、取り組み等を問うのご質問にお答え致します。

まず、平成23年度の利用状況と収支についてですが。黒潮町地域特産品処理加工および販売施設は、平成23年3月末に完成し、同年7月1日から26年3月31日までの期間を指定管理の期間として、黒潮町特産品開発推進協議会を指定管理者として施設の供用を始めました。

まず、ラッキョウについては、23年度はラッキョウ漬け約900キロを農家より購入し、生産を行い、量販店で販売し、約147万円の売り上げとなりました。黒糖関係については、11月から12月にかけて黒砂糖の生産を行い、持ち込まれたサトウキビ収量6万4,322キロを加工致しました。また、特産協を通じて23年度末までに販売した黒砂糖の販売額は約519万円で、新工場の製糖作業に係る受託収入は284万4,000円となっております。売り上げの合計については、950万4,000円となっております。

事業に係る経費はふるさと雇用事業費を充てて実施しましたが、結果的に単年度営業利益は4万円となっています。しかし、パート賃金については約318万円の支払いがあり、わずかですが雇用に貢献しています。

今後の事業展開、取り組みを問うについては、ラッキョウ漬けの増産、0.9トンから24年度は2.3トンと、アイテム、種類の拡大、それと黒砂糖を使った新商品の開発、ツワブキなどの地域産品を使った加工商品の開発などを進めながら、収益を上げていく計画です。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

昨年の9月にお聞きした予想とは大幅に違っております。売り上げの方が1,500万円以上減となってますかね。

この特産協の話は、先ほどのあったかふれあいセンターとか集落活動センターの話とは全然意味合いが違う事業だと思っておりまして、まあ何年かかるか分かりませんけども、採算ベースに乗せるという大きな目標があろうかと思いますけども。

先の議会で町長も、計画をより精度の高いものにしていくというようなお話をあったと思うんですが。そ

といった話の後でもございますし。

1点は、今後の事業展開ということで、来年度の予測金額が出てれば教えてください。

あと、ここは町の施設でありまして、指定管理者制度を使いまして運用をしてると言ったら言葉が適切でないかもしれません。前回のときも、この施設の利用料金につきまして差異が生じないように配慮をしてほしいという話をしたと思いますが。

この2点について教えてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

来年度の経営計画にまず、ついてのことですが。売り上げについては。

すいません、ちょっと計画の中でふるさと雇用の補助事業まで入ったもので計画になっておりますので、ちょっと計算が。ちょっとすいません、休憩お願いします。

（宮川議員から「売り上げだけでいいです」との発言あり）

売り上げですね。それが、ちょっと待ってください。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 15時 50分

再開 15時 52分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

ふるさと雇用とか補助事業まで入ったもので立てておりましたので、売り上げ自体については1,559万、加工費までこれは入ったものです。

（宮川議員から「項目別には出てない」との発言あり）

項目についてはですね、黒糖関係が683万、それと、ラッキョウについては476万。それと、ネット販売を100万。加工の受委託、黒砂糖の製糖、加工場でする分が300万となっております。ただ、これでは計画しておりますけど、今、法人化についていろいろ協議されておりますので、ここはまた変わる可能性があります。

それと、その昨年の金額の差異のこととおっしゃられましたけれども。その加工施設自体のその利用についてというのは、今のところある程度施設を利用してくださいということは、利用される方はいません。そのことですかね。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも私の質問の言葉が足りなかつたようで、申し訳ありません。この1番の防災対策でも、ちょっと文言不足ということを反省した割にはこんなことでございます。申し訳ないです。

その料金の差異というのは、サトウキビの繰り貸が、組合員いうて言うんですかね。製糖組合、今もあるかどうか分からんんですけども。そういう名前があるかも分からんという意味ですけども。組合員と組合員以外との差があるということで、それは選択肢の一つとしていいと思うんですけども。

私がちょっと問題いいますか問題視されている面は、組合員の枠が少數、限られているという。そこで、そういういた枠を撤廃していただければ、何言いますか、多くの方がサトウキビを作りやすくするために、そういうことをしていただきたいというふうな組合の話でございます。

よろしく。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

組合員の枠については、これはもう製糖組合といいますか加工組合の方で管理を加工のときには請け負うといいますか委託しておりますので、こちらの方でなかなかそこまでの指示といいますか、そういうものは役場としてはなかなかできません。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

できないという話ですけども。

町の施設といいますか、税金で建てた施設を指定管理者に頼んで運用してもらってる中で、その、何か町側に何もタッチできないというようなことで、一般的にこう理解がしてもらえるがかなと思いますけども。

再度確認します。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 15時 56分

再開 15時 57分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

その組合員の方に入れないかというご質問でしたら、その組合といいのは30名でその加工組合は運営しております。今のところお聞きすると、あんまり人数が増えていくとその統制がなかなかよう取っていかなくなるというようなこともありますて、その人数でずっと運営をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

先ほども言いましたけど、税金を投入して建てて、町の施設なわけで。そこで個人が選択して、私はこっちがええというふうな形でなれるんであればいいんですけども。何か、そこができないということが、組合が建てた建物であればそれは通ると思うがですねんと、そういうことにならんような気もするんですが。

すいません、再確認です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 荘君）

私の方からお答えさしていただきます。

その組合員というのはですね、特産協の組合員でございますので、まあ確かに特産協の方に委託は指定管理者でやっておりますけれども、その意思はですね、組合員が運営をしておりますので。町はですね、これだけ広げるという強制はできませんけれども、今後そういうことをですね含めて、特産協の方にもですね図っていきたいと。そうすることによって、全体のですね底上げができるのではないかと思いますので。そういうこともまた、組合でも話させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

そういう答えであれば、次へ進ませていただきます。

次に、2番目の人材育成についての取り組みを問うということでございますが。

前回のときに、人材の育成こそが事業成功に導くものと考えるということで質問させていただいてますが。残念なことに、平成23年度に雇用しておりました3名全員が23年度末に退職をされてまして、何かまあ事情があったかとは思いますけども、残念な結果であると考えます。

そういうことを含めているらちょっと厳しいかもしませんけども、2番の人材育成についての取り組みをお伺いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、2点目の宮川議員の人材育成についての取り組みを問うのご質問にお答え致します。

まず、職員の人材育成については現在、土佐まるごとビジネスアカデミー、弥太郎商人塾、土佐風土ビジネスコーディネーターなど、連続講座に参加のほか、高知県などが主催する単発の講座に参加しております。

その他、工業技術センターからの指導や、高知県食品研究会に参加し、専門家からアドバイスを受けています。そのほか、産業推進係が日常的に事業の進ちょく状況や、事務処理についてアドバイスすることで人材育成支援を図っています。

人材育成は一朝一夕にいくものではなく、経験を積みながら時間をかけて行う必要があることから、今後も成長に応じた講座研修の受講を勧めて支援していきたいと考えております。

また、23年度、そのふるさと雇用の3名が退職したことについてですが。その町の担当としては、その人材育成にも取り組んでいる中で継続してもらいたかったわけですが、ご本人たちの都合もあっての退職と思います。今、勤務されている職員については継続して勤めていただいて、特産協および地域のプロデューサーになってほしいと考えております。そのためにも安定した雇用ができるような体制、構築が必要と考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

室長の言われるとおりです。人材というのは、そう単年では育ちません。そういう意味で、23年度に辞められた方がというのはちょっと残念に思うわけでございますが。

今、雇用されている方も熱心に取り組んでくれております。また、その方たちが多く失敗を重ねてですね、事業が成功、一番先に申しましたように、採算ベースに乗せるところには少なくとも4、5年という年数が要ると

思われますので、そうなるまで、何言いますか、経済的にもそのいろんなノウハウにつきましても、全力で応援してやってもらいたいと思います。

その確認だけさしてください。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほども申し上げましたように、その地域のやっぱプロデューサーになっていただきたいと。周りの特産品を加工したいとか、そういう考え方をお持ちの方がご相談に来られたときなんかに対応できるような職員になつていただきたい、また販路の拡大にもつながるようなことでこれからも支援を、町の方としてもしていきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

重ね重ねになりますけども、税金で動いておる事業でございますので、一般の農家の方などはもう自分の力でやって、補助を受けずにやっておるわけで、こういった多額の補助金を導入してやる事業を失敗するようなことがないように、みんなで協力して進めていきたいと思います。

では、以上で質問を終わります。どうも。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

次の質問者、森治史君。

11番（森治史君）

それでは、私の質問に入らせていただきます。

まず1問目ですが、質問の中には宮川議員と重複することもありますけど、また再質問の形になりますが、答弁の方をお願い致します。

1問目ですが、部落の放送について問うと題しておりますが。

これは今の告知端末を利用した放送のやり方についてですが、部落内の各放送については、告知端末機と部落のスピーカーによる放送が自宅の電話からできることになり大変便利になった点と、その電話料が役場の負担になるということで、それについては大変感謝しております。

1点だけ、非常に不親切と思うことがありました。告知端末機を利用して放送する場合、即時と時間指定とに分かれています。時間指定の放送は幾度かしましたが、どうもされてない、放送が。で、私の方ものんきながら、かなり長い時間気が付きました。

で、町の方から配布されております区長あての手引き。これを読んでみると、まあ、まずは情報センターへ直通電話でかけて、局が出たら、つながれば、各部落ごとに振り分けられた番号で、告知のみか、部落のスピーカーを使うのか、それと同時に両方使うか、3種類を選ばすようになっております。そのときに、即時は1、時間指定は2の番号を押すと書かれております。実際に電話で放送すると、音声案内で即時は1、同じように時間指定の場合は2と番号を押してから、放送内容について収録を済ますというように書かれております。で、あと済んでしまってからが問題ながです。

済むと、即時の場合は1を押してください、録音の確認は2を押してください、録音し直す場合は3を押すこと、というように流れできます。だから私は、当然もうそれは確定されたと思っておりました。ところが、

どうもそうじやなくって、2を押さんといかんみたいですね。放送にもないし、もらった文章の方にもないがですよ。最終的に、その押すということが書かれてないがです。

で、一度そのことについては私なりにその担当の方とお話させていただいたつもりながですが、どうもそれがうまいことつながってないか、いまだに流れる言葉は同じように、即時放送する場合は1、確認する場合は2、録音し直す場合は3を押してくださいというように流れます。確かそのときには、ソフトの改定が必要ながら、それに取り組むという話でした。あれからふた月以上流れています。時間が

これは私だけではないと思います。そういう失敗をなさった方が。やけん、同じようにつくったときに、なぜこのような、手抜きとは言いませんけど、もう混乱するようなものをつくったのか。で、いつごろまでにはそのソフトいうても、音声の案内の改定ができるのか。

そのへんについてお尋ねを致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の一般質問、部落放送について問うについて、通告書に基づいてお答え致します。

まず、部落放送の手順の改良を要請したのに、どういう取り組みをされてるかということについてでございますけれど。この点につきましては2カ月も放置しておったということで、大変申し訳なく思います。この点につきましては早期にですね修正を致します。早期と申しますのは、できればこの議会が終わらないうちぐらいの期間で修正を掛けていきたいと思います。

具体的にどういうふうに修正するか、少しご説明させていただいたらいいと思うんですけど。まず、森議員がおっしゃられた分かりにくい部分ですね。即時放送する場合と時刻設定をする場合によって2つのパターンに分かれるわけですけれど、即時は1、時刻設定は2にいって、そこからは発信音の後に♯（シャープ）を押すと。ここでいっては録音されます。

そして、問題の次の点ですけれど、メッセージをお預かりしましたというところの次のとこですね。このまま放送する場は1をというところ。ここが、案内がですね不親切であると、ガイダンスが不親切であると思いまして。こここの部分で、このまま放送する場合、もしくは時間指定をする場合は1をという音声ガイダンスに修正して、その紛らわしい分を訂正したいと思いますので、どうかご理解よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

早急に取り組んでいただけるということで感謝を致します。

2問目になります。それは学校給食についてお伺い致します。

保護者の方々の強い要望と長い時間の末に、やっと大方地区での学校給食がない、平成25年4月からの町内全校が完全給食になります。現在、25年3月の完成を目指して大方中学校敷地内へ給食センターと、それに併せて大方地区内の各小学校、伊田、上川口、南郷、入野小学校、田ノ口小学校、三浦小学校ですかね。ここでの配膳（はいぜん）室に炊事場の方を、給食が受け入れるように、ための改修工事がされると聞いております。

この問題としては、金子教育次長の説明によれば、大方中学校に建設されるセンターの運営方法は公設民営の方針であったと、私は思っております。それは、あくまでも運営経費節減が重要課題のことと思われます。当然そうなれば、佐賀に配置しております給食センターも同じ運営と考えます。

そうなれば、現在、センターにいる職員の方々については、どのような配置、職場を考えているかについて

お伺いを致します。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

森議員の学校給食についての質問にお答えします。

今年度、学校給食センターに配置している職員は、所長1名、調理師6名です。この職員配置については、平成25年度から調理配達業務を委託する予定ですので、その際については、調理師の方々については小中学校および保育所へ、学校校務員、または保育所調理員として異動していただくことになります。また、所長はそれぞれの給食センターへ配置することになります。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今、言われましたけど。今、7名の方が佐賀に配置されておりますと。その方々については、25年度か、保育園、小学校、中学校、まあ保育所で見れば、給食調理員になりますよね。

学校給食、学校校務員ということで、今、お話しになりましたよね。以前は大方にも、すべて学校校務員が配置されておりましたよね。で、これは合併のときに要らないということで削除されて、そのときは大方中学校と入野小学校の校務員さんだけ2名2名配置になってたものが1名に配置替えになったことで、中学校のことはちょっと覚えてない。私、小学校の行き来で見ましたんですけど。一時期、シルバー人材センターから男性の方を雇用して、1名、その方については、8月の夏休みの期間はお休みですよね。で、雇用された時期があるがですね。で、戻すというても、調理員さんの資格がなかっても、私思いますに、学校での給食の受け入れはできると思うんですよ。それならば、この、まあ7名の方やけど6名の調理員さん。この方を、役場へようけ臨時さん雇うんだったら、6名の方をこちらに異動させることも可能ではないですか。その夏休みの間いうのはどうします。何をさします。

40日休みがありますよね、実際。給食センターも同じことだと思います。そういうものを含めて、いろんなもろもろの計算したときには、委託する方が、指定管理にさした方が経費的に安く。まあ、それはもう人件費しかないとと思うんですよ。食材は同じことですので、どう変わろうが。そして、この指定管理にするということ、第一の目的は、いわゆる人件費の問題で委託してると思うんですよ。それやったら、何もそこに置かなんでもかまんと思うんですよ。その代わり、学校の炊事場で受け入れをする人については、まあ、それは検便は受けてもらわないかんと思います。その食べるもの触るんだから。けど、実際に調理する関係でないんで、調理したものを預かる過程だったら、調理員資格がなかってもいいけると思うんですよ。

で、その代わり、臨時の職員さんを雇用して、特に私が願うのは、今、子育て中の、子どもさんを抱えてる方の女性の方なんかを雇ってあげて。ほいで長期で、5年だとか3年で切るんじゃなくって、せめて10年ぐらいの長期契約みたいな形にして雇用してあげたら。確かにそれも時間給になって、安くなるかもしれません。雇われる方も実際言うて、お昼に間に合うように10時出勤の3時退社ということも可能だと思うんですよ。5時間という設定になると思います。ということでもできりやせんかなと、私は考えております。

そうすれば、夏休みの間休めるということは、ちょうど子育ての方を雇ってあげたら、夏休みの間は子どもさんとも一緒におれるという利点もあると思うんですよ。だから、この方々を役場の庁舎の方で、フル活動の所で使っていただけます。その代わり、役場の方としてもこの方々の代わりに、そういう臨時雇用で対応することが、ほんとにあなた方が言うように経費削減でやられる、特に人件費の削減でやっていこうと考えてると思います。

それで見れば、私はこの方がずっと合理的ではないかと思うんですが。

ただ、夏休みが終わる間際には来てもらわんと、中も使わなかつたらほこりもつれもなつちようでしょう。そういうとこの清潔にする清掃も要るでしょうから、何も夏休みいっぱいやなくて、せめて3日手前から来てもらうとかいうようなことは教育委員会が考えたらええ話やと思うんですが。

そのように、今おる人材をそういう所に配置するんではなくて、役場の方に配置して。そして、学校校務員さんは、そういう形で臨時さんを雇用して対応するということは考えられないでしょうか。

お伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

これまでも説明をしてきたとおりの答弁をですね、次長の方でさしていただきました。基本的にも人員配置の面から考えてですね、そういう配置になると、給食センターから学校校務員へという基本的な考え方でございます。

議員おっしゃられますように大方地区の小学校ではですね、シルバー人材センターから雇用と委託をしてですね雇用をした経緯もありますし、現在もしております。業務の内容等はですね、給食が始まって、その状況からは変わってきますけれども、そこのあたり教育委員会の部局だけですね、そこを対応をですね判断できることではございません。町長部局の方とのですね人員の配置の問題等もございます。基本的にはですね、そういういた考えで教育委員会はおるということでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まだ人事異動にもなっておらん時期です。

私が言るのは、やはり役場の中にも臨時さんがようけ入って配置されてますでしょう。それやつたら、その部分で長期でおるんやつたら、そこのところは一般職員持つていって、その方々がどうしても首切るがが、まあ首ということは人員整理になりますよね。そういう方を向こうへ回つてもらういうこともできますし、実際に長期で一般職というか、まあ、いろいろ名前があつて、現業職と今使わんいいましたかね、そういう名前を使わんみたいで。町職の中でもランク差があつて、正直言ってランク差がつけられてるんですから、これ実際に。

そういう中で一生懸命頑張ってきた方々が多いんですよ、学校校務員さんって。だから、今は役場に戻して。

で、一番の問題は、ほいたらその1ヶ月間何も。給食で行ったんだつたら、その40日近い日数はその方々は何を致します。そういうことも含めて考えるべきじゃないかと思うので、今回あえて、12月のあれではもう人事の配置に入ってくるろうと思いますので、それは教育委員会だけではいきません。教育委員会の持つちよう、最終的には町長、副町長、ほかの課との関連もあろう。すべての課との関連があつて、人の配置はおののお皆さんで突き合わせしてやってると思いますので。あえて今ここで言わしていただくのは、そういう方法を取る方が、かえって本当の意味でのその経費削減というがやつたら、なるがじやないかと思うことで私は質問をしております。

今ここで、即答が出るとは思いません。教育長から。やはり人事権、人事のことになりますので、あまり職

員、我々、私がそういうことを、議会が首突つ込むべきではないかもしれませんけど、この人事配置については次長の説明聞いたときから、これ無駄があるかやないかと。あなた方は無駄をなくするためにこの事業を始めるというんだったら、そこの無駄にも気が付いてほしいと。ほんと、40日間は給食が来んがでしょう。その間は臨時さんだったら、その間は、いいですか、あなた方はこの間休みですよというようにお願いができるし、またそれでいいと思うんですよね。土日、祭日、夏休み、冬休み。まあ僕も冬休みまでは切れとは言わんけど、まあ仮に冬休みも給食がない間は休んでもらうということだから、トータル的には40の10何日やけん、おおかた60日。まあ、ふた月ぐらいの賃金カットはできますよね。私も、働く人のいじめで言いようがやないけど、あまりにも最初から出てきたこの指定管理者制度というのが、そういう経営的な経費の節減が十二分に頭の中に入ってのことだと思いますから、それならばこういう方法を取ってもいいんじゃないですかということを言つてるんです。まあ、これは教育長に詰めてもいきません。教育長一人では答えが出ませんけど。

教育長、最後に1つ。まあ先もちょっと出てましたけど、執行部と相談して、そのことについて検討される頭の考えがあるかないかについて、再度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほど森議員の方からですね、学校校務員さんの業務等についてもろもろございましたけれども、現在おられる学校校務員さんですね、当然、必要な業務を行っていただいていると思っております。

給食が始まると、当然、現在、シルバーさんに委託して行っております業務プラスですね、そういう業務が出てくるわけで。当然、現在、佐賀地域、あるいは大方中学校で行っている校務員さんの業務と同じになるというふうに考えております。

そういうことも基本に置いてですね、今後、検討課題というか、協議はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森さん。

11番（森 治史君）

先ほどは、どうも配慮に欠けて誠に申し訳ありません。

それでは、3問目の方の防災についての方に入らせていただきます。

この部分では、かなり重複すると思いますが。現在、各地での避難路等について、町の担当職員と地域住民との共同作業で災害時の危険場所等の道であったりとか、何十年も生活をされていない崩壊寸前の廃屋などの確認をされております。その中には、大地震が発生すれば倒壊によって住民の避難路が閉ざされるとか、災害が発生すれば災害が拡大される懸念がある場合についてお尋ねしますというように致しますけど。

これは、もう既に役場の方から、これ9月の3日、締め切りが済んだ後で入ってたもんで、補助金の制度のことが。ちょっとこのへんがちょっと行き違いがあるような質問になるかもしれませんけど、まあ、そのへんは。これ、あくまでも私、来てないときに考えた案ですので、まあ若干そのへんがおかしなことになろうかと思いますが、そのへんを踏まえての答弁をお願い致します。

一番の問題が、個人財産である廃墟の取り壊しについて、公的資金投入について難しい問題があることは私も理解しておりますと。まあ、そこで緊急防災措置としての補助金制度を設けることで避難路の推進が進むと考えますがというようなことを考えておりましたけど、実際にこのように、もう既に、やりましょうというよ

うにチラシが入っておりました。で、先ほどの宮川議員の質問に対してもそのような答弁がありましたが。内容は、100万円を限度として建物の除去工事費の10分の8を補助するというチラシであって、今年度の予算は200万というような補助制度のチラシが入っておりました。

これですが、今年だけで終わるものか、それとも年度ごとにまたやっていくのか。これにも年度中に、または年度毎とか、年度中には変更されることがありますと書かれております。で、この金額で、今年は何軒を見越されているのか。で、まあ国、県の補助制度でやるのか。それとも、町単独の場合か。

そのへんをお伺い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、森議員さんの一般質問にお答え致します。

この件、詳細につきましては、先ほど宮川議員のところで情報防災課長の方からご説明があったとござります。

今後の展開等についてでございますけれども。実際のニーズというものが図りかねる状況でございまして、現在も問い合わせが、こういったケースはどうなのかこうなのかといったことがだんだんやってきてまいりまして、今後の展開についてでございますけれども、補助の枠のこともございます。まあ高率補助ということもございまして、例えば、限度額100万ということに現在してございます。工事費が100万にまず満たない場合。例えば、50万のような工事がですね4つぱあ来たらというふうなことやら。じゃあ、80万だったらどうなのかといったことで、自分たちは大体100万を超えると思って2件ぐらいを見込んでいたんですけども、こういった場合はどうなのかこうなのかといったことが、まだ係の中でも整理ができてございません。

いずれに致しましても、老朽度とかをチェック致しまして判定をしなければなりませんので、今後の展開は財政ともまた協議を致しまして決めていきたいと、そのように考えてるとこでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

実際に、今、チラシ配ったとこやけん、配布したばっかりやけん、まあ私のように、これをどんな状態になるか、軒数が言つても、そこはまだ入つてないと思いますけど、まあ、制度としては間違いないいい制度だと思います。

ただ、問題点が、うしくは何で見てもらえんがぞということも出てこうと思うし、一番やっかいのがが、家はそのままに置いといて本人らがおらんから、その搜すにも苦労するような状態の空き家という。まあ見た目は結構丈夫そうに見えるけど、中はどんな廃屋になつちようかも分からんような状態の家もありますし、まあ逆には、隣の家は何とかならんけんというような話も出てくるとは思います。

まあ、この件についてはこれ以上質問しても、やっと今、やってみろうかという段階ですので。まあ普通は200万ぐらい掛かるというように相場はあるがやけど。そやから、何軒ぐらいの予定ですかいうて問うたが。普通、まあ150ないし200ぐらいで、ちょっと大きかつたら掛かるという相場の話は聞いておりましたもんで、ほんで、これで足りるかな、もっと要るがじやないですかというような意味だったんですけど。まあ、今のとこ40万、50万まで來るとしたら、それについてはまた再度、進めだしたときに確認事項ということで再度質問させていただきます。

続きまして、先ほども出ておりましたが、宮川議員のときに、同じ質問なります。

結局、塀おい（へおい）の高さによって危険度もいろいろあろうと思われます。今、2問目に入っておりますけど。で、これが高さについてもいろいろあろうと思うんですよね。本人はそんなに高くない思うちょうどかもしれないし、周りの者は高いと思うかもしれませんし。高さは1メーターでも斜めの、錦野みたいに、こうずうつと斜めの道になってくると、上の方では1メーターかしらんないけんど、のり面からずうっと行くと、今度隅の方へ行くと、3メーターばあの高さになる。まあ、へおいそのものは1メーターでも、その住宅地から勘定すると、下の路面からいうたら3メーターばあの高さのとこへ90ないし1メーターばあのへおいがあるとか、いろいろな条件下もあるうと思います。

で、この20万以内で生け垣等に直していただくとかいう。それは、まあ一番いい方法だと思うんですけど、実際に20万以内の補助でなかなか腰が上がるろかなと思うんですよね。これ、ブロックを壊して、捨てて、そしてその後に生け垣なり何なりを植えてということになったけん、20万で済むかなという。ほんと何メーターかだったらしいんですけど、10メーターも15メーターも、へおいなんかの場合にはこれでいくかなというようにも気も致しますが。

危険ながらと隣の人が話をしたら、怖いと思う人が直したらええですと言うた方もおるようですが、取り壊しについて。そういう住民の温度差もあります。まあ今後このことについては、当然このブロック塀については、かなり避難のときには宮川議員と一緒に、私も問題が起こるというように想定しますので、今回ここで質問させてもらっていますけど。やる以上は、やはり制度をもうちょっとこうやって。やっぱり先ほどみたいに、掛かった費用の何十パーセントを見ましょうかというような制度にするとか、一律20万じゃなくって。20万を限度とするじゃなくって、これも工事費が100万の所もあれば、50万の所も出てこようかと思う。それは比率で20万以内やから、こう上限付けると思いますけど、相手方の財政力にもあります。そのへおいを持つちょう方の財政力等もあるうと思いますけん。

そのへんについての今後検討する中で、そういう経済力まではなかなか言うことは難しいかもしれませんけど、恐らくそういう面も出てくると思いますが。そういうことも加味して議論をされていくのか否かについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の森議員の、避難路に面している高いブロック塀を、避難路の確保と住民の安全面により塀を低くする工事についての補助金制度を設ける考えがあるかのご質問にお答えしたいと思います。

森議員おっしゃったとおり、先ほどの宮川議員の質問と一部ダブりますので、回答の方もその面があろうかと思いますけれど、そこはご了承をお願いしたいと思います。

まず、6月から8月にかけまして、自主防災組織と消防団、それから防災地域担当職員で、町内全域の避難路の見直しを実施してきたところでございます。その際に、避難路周辺で地震が発生した場合に倒壊して、避難行動を妨害する危険性のあるブロック塀等が多く存在することが分かりました。のために、これらの危険なブロック塀等の改修の促進を図るために、今年度中に仮称でございますけれど、黒潮町ブロック塀等対策推進補助金交付要綱を制定し、それぞれの関係者の方への周知を図っていきたいと思います。

なお、森議員おっしゃったとおり、当然のことですがブロック塀等は個人の資産でありますので、所有者ならびに管理者の皆さまのご理解とご協力を得ることが大前提となります。まだ現在、提案予定の要綱でございますけれど、森議員ご存じのとおり、20万定額の補助です。20万以下のときはその以下ですけれど。そういう制

度でスタートしてみて、実際それで機能しない場合が生じればですね、要綱の改正も必要かと思ってます。
以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

これ、今からスタートさすんですので、また再度、事業が始まったときに、どのような進ちょく状況になつたかということのお尋ねということで、今回これで終わらせていただきます。

4問目になりますかね、この固定資産税についてお伺い致します。

若干、防災と兼ね合わせになりますが、現在、宅地への固定資産税については、200平米以下は住宅用地については小規模住宅となり、課税標準額の6分の1の課税。200平米以上の住宅用地については一般住宅用地となり、3分の1の課税とされる特例措置法がされておるようです。防災関連で廃屋を取り壊す場合、家がなくなったら特例措置がなくなったことで、200平米以下については6倍になります。いかが、元基準になると
いうことで。それから、200平米を超した分については3分の1の減額がなくなります。

これ、この町内の中に、住所はもう県外に出ていちょうけど、居住は県外で、もう親も亡くなりそのままになっちょるうちがあると思います。その家が、いうたら今回の防災兼ねて取り壊しをすべき、地震が来たときに崩壊していろんなものを遮断するから、取り壊しが必要な場合ですよね。その場合に、どうしてもその特例法がなくなると高くなるということで、にごむ方も出てくると思います。いろいろ話をしても、家がなくなったら払う固定資産税、特に土地の固定資産税がわずかなもんじゃと言われるかもしれませんけど、1万円やつたら6万払わないかんなってくると、年間にね。

で、そういうことも考えてみた場合に、やっぱり家を協力してつぶして更地にした場合に限りになりますが、国の特例法で固定資産税が安くなっています。それを、緊急災害措置で取り壊しに協力された場合についてですが、まあ上位法がありますので、こういうことができるかできんか分かりませんけど、まあ特に町が進める防災計画上の中についた場合のことを考えて、上位法に触れるかもしれませんが、町独自の特例措置を設けて、条例を設けて、固定資産税の条例を設けることで、そのままの家がなくなても固定資産については200平米以下は6分の1、200平米を超す分については3分の1に減額したことでの税の徴収を設けるべきだと思いますが。

その考え方についてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

本日の会議は延長します。

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

森議員の、固定資産税についてのご質問にお答え致します。

住宅の敷地の用に供されている土地については、地方税法第349条3の2で特例措置が設けられております。小規模住宅用地、宅地で200平米以下の課税標準額については価格の6分の1、一般住宅用地に200平米を超える家屋の床面積の10倍までの部分については3分の1の額となります。この特例措置については、住宅用地の税負担を軽減することを目的に定められているものですので、家屋を取り壊せば特例はなくなります。固定資産税には、その性格や用途により非課税とされるものがあり、地方税法第348条2の5で、公共の用に供する道路は非課税扱いとされています。

議員ご質問の、避難道の造成のために取り壊された住宅用地については6分の1等の特例措置はなくなりま

ですが、避難道として公共の用に供する道路となれば非課税となります。また、家屋の取り壊しを行い、避難場所として公共の用に供する集会所設置であれば、黒潮町税条例第71条にある固定資産税の減免条例で減免対象になろうかと考えています。

従いまして、防災で廃屋を取り壊した場合の特例措置の町独自の条例設置は、現時点では考えておりません。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森治史君）

道にするとかいうんじやなくって、私のお尋ねしようのは、やはり倒壊したときに、当然その家があまりにも耐用年数が過ぎて、人も住んでない、生活していないという場所で、そこが崩れたら、徒步で逃げる方も逃げれなくなるような場所についてですので、特段、道になるわけでもありませんし、集会所になる予定もない場所ということで、私は質問をさせていただきます。

このままいくと、町がどんなに周りの住民と話し合いして、この家がなかったら逃げるときに障害にならんとかいう話が出たとしても、そこに現実に住んでない息子さんなり娘さんなりが県外におった場合に、そのままあつたら固定資産税は6分の1で済むんだったら、200平米以下でよね。それで今、払う金額はわずかなもんやけん払えるけど、それを家も何もない更地にすることによって、逆に、言われんけど6倍になるがやつたら協力できかねるいうことが起こつたら、せつかくの計画も前に進まんので今はないでしょうけど、そういうように、今言つたように、これはこういうことに寄与したがやから減免措置を設ける。いうたら今、集会所なんかに土地を提供した場合には減免がありますよとかいうような話をなされたと思うんです。道路だったら、当然、道として使用するからゼロでしょうけど。で、それやつたらおんなしことで。

私はただ、今、緊急に物事を進めいかないかん中で起こつてきてることで、そこ1つが障害になるんだつたらとか、何カ所も出でくると思います。その障害は、1カ所じやなくって。その場合に、1つでも協力してもらえることについて条例を作り上げることで、今言つてゐる緊急防災について前へ進めることができればいいかなと。そうした方が、今、課題的に集落で抱えてる課題が早く片付くかなということで、こういう問題があつた場合に、こういうように税の特例措置を設けてあげたら協力が得られるがじやないかなと思うんで、こういう議論をしてほしい。また、すべきではないかということで質問しておりますが。

もう時間もあんまりないので、まあ今なかなか簡単に、温かいようで冷たいような答弁いただいたけど、もうちょっと温かそうな答弁で、まあ執行部の一員としてそういうことも。集会所のような形での減免措置の条例を検討するとかいうようなことはできませんかね。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

森議員おつしやるように、防災対策は町の最重要課題で、住民も大変関心を持っている業務であります。このことにつきましてですね、私の方も県の方へそういう条例ですね、独自の条例を黒潮町だけでなく定めているところがないか、ちょっと調査してみました。

今日時点ではそういう所はありませんけれども、今後、そういう防災対策の面でですね、そういう関係で制定する市町村があればですね、そういう所もうちとしてですね、そこらも検討課題としてですね、前向きですか、ここでしますとかは言えませんけれども、勉強して検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

森君。

11番 (森 治史君)

ほかの市町村のモデルになるような行動を取ってもいいと思いますので、ぜひそのように検討をお願い致します。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長 (山本久夫君)

これで森治史君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 16時 54分